

鳥取城調査研究年報

第3号

2010.3

鳥取市教育委員会

目 次

第14回 中国・四国地区城館調査検討会 記録集.....	1
鳥取城の通説を疑う	
池田長吉現存遺構構築説を再考する.....	(細田 隆博)14
秀吉本陣周辺の城郭遺構確認調査について..... (西尾 孝昌)21	
近代の鳥取城（2）	
明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで..... (佐々木 孝文)33	
鳥取城瓦考.....	(坂田 邦彦)43

例　言

1. 本年報は、平成21年度の史跡鳥取城跡保存整備に係る調査の成果報告書である。
2. 本報告書に係る調査は、文化庁・鳥取県教育委員会文化課等、関係機関・関係者の指導・助言のもと、鳥取市教育委員会が実施した。
3. 調査によって発生した記録等は、鳥取市教育委員会が保管している。
4. 本書の執筆・編集は佐々木孝文(鳥取市教育委員会文化財専門員)・坂田邦彦(同左)・細田隆博(同左)が担当し、中世城館分布調査については調査指導及び執筆・作図を西尾孝昌氏(但馬考古学研究会)が担当した。
5. あわせて、平成21年度に本市で開催された第14回中国・四国地区城館調査検討会の基調講演・報告・パネルディスカッションの記録を掲載した。記録の作成は細田隆博が行った。
6. 調査の実施にあたっては、多くの方に指導・助言ならびにご協力をいただきました。ここに記して感謝いたします。また、多くの先駆の文献を参考させていただきました。

【機関・団体】

文化庁記念物課　鳥取県教育委員会文化課　鳥取県立博物館　鳥取県立公文書館　鳥取県立図書館　鳥取市歴史博物館　鳥取県立鳥取西高等学校　鳥取県埋蔵文化財センター　鳥取市埋蔵文化財センター　鳥取市歴史博物館

中国・四国地区城館調査検討会

【個人】

田中哲雄　吉村元男　薩和善　錦織勤　北垣聰一郎　浅川滋男　谷本進　西尾孝昌
久保謙二朗　吉田浅雄　神谷佳友　岩田重光　高取正人　中井均　山上雅弘
西尾克己　中森祥　松田直則　平岡正宏　佐伯純也　廣瀬岳志　伊藤康晴　伊藤康
山内美和

(順不同・敬称略)

第14回 中国・四国地区城館調査検討会 記録集

日 時 平成 21 年 11 月 28 日 (土) 13:00 ~ 17:00

会 場 鳥取市総合福祉センター さざんか会館 5 階大会議室 (〒 680-0845 鳥取市富安 2-104-2)

主 催 中国・四国地区城館調査検討会

共 催 鳥取市教育委員会

テー マ 『中国・四国における近世城郭の構造変遷』

日 程

13:00 開会挨拶

13:10 ~ 14:00 基調講演 『近世城郭はどう改修されたのか～発掘調査からの検討～』

中井 均 (織豊期城郭研究会代表)

14:10 ~ 14:40 事例報告 1 『鳥取城』

細田隆博 (鳥取市教育委員会)

14:50 ~ 15:20 事例報告 2 『高知城』

松田直則 (高知県教育委員会)

15:20 ~ 15:50 事例報告 3 『岡山城・津山城』

平岡正宏 (津山市教育委員会)

16:00 ~ 17:00 パネルディスカッション

司会 山上雅弘 (兵庫県立考古博物館)

基調講演

『近世城郭はどう改修されたのか～発掘調査からの検討～』

織豊期城郭研究会 中井 均

1.はじめに

私の方からは近世の城がどのように改修されていたのか、大まかな話をさせて頂きます。慶長 5 年 (1600) の関ヶ原合戦を経て、平和になったと理解されている方が多いと思いますが、大阪城には豊臣家が存続しており、第二の関ヶ原合戦が起こり兼ねない不穏の時代でもありました。そのため、関ヶ原合戦後、新しい任地に赴いた大名は各地で築城を開始します。これは元和元年 (1615) の大阪夏の陣で豊臣家が滅亡するまで続きます。この 15 年間が近世最大の築城ラッシュで、石垣や天守といった普請や作事に秀でた城が沢山出現しました。

しかし、元和元年に徳川幕府は武家諸法度という法律を出して、近世城郭の改修を厳しく規制します。元和元年の法律では、「一 諸国居城雖為修理、必可言上、况新儀之構營堅令停止事、城過百雉、國之害也、峻壁凌陞、大乱之本也」(元和令) と書かれています。これは新しく築城すること、修理することを全て禁止するということです。この法律は、その後、寛永 12 年 (1635) に改正されます。「一 新規之城郭構營堅禁止之、居城之隣墨石壁以下敗壞之時、達奉行所、可受其旨也、櫓堀門等之分者、如先規可修補事、」(寛永令) と書かれています。居城の堀や石壁については奉行所に届けること。櫓や門については、前の通りに修理せよということです。

ここで重要なのは、城というものが法律上二つに分かれている点です。一つは普請という土木作業、例えば、石垣や堀を築くという部分、もう一つは、作事という建築の部分です。寛永令は、明らかに普請につい

ては届け出を必要とし、作事は前の通りに建て直すのであれば、届け出を必要としないということです。城を見る時、天守や門といった建物だけを見て凄いと思う人が多いと思いますが、幕府は、建物以上に、石垣や堀の土木といった部分を厳しく規制したということです。

但し、ここで一番面白いのは、元和令にも寛永令にも御殿の記載がないことです。極論すると御殿は城郭施設ではないという意識があったのではないかでしょうか。焼失した御殿はもとの通りに建て直されない事例が発掘調査等によって多々見受けられるのです。あくまでも城郭の建物というものは、石垣の墨線上に建つ櫓や扉や門であり、それには御殿は含まれないということが言えると思います。

2. 繩張りの変遷

(1) 大名の転封による改修

それでは、元和令以前の問題として、関ヶ原合戦後に新しい領地を行った大名は、城の造り変えをどのように行ったのでしょうか。大名の転封による改修という事で、繩張つまり城のプラン自体が変わることがあるということを紹介します。

①広島城（広島県広島市）の場合 【図1】

広島城は毛利輝元によって天正17年（1589）に築城が行われました。関ヶ原合戦で毛利は西軍についたということで、防長2ヶ国に減封して異動させられます。新たに安芸には福島正則が入ります。さらに福島正則は元和5年（1619）に改易され、そのあとは浅野氏が入ってくるわけです。図1をご覧ください。本丸と二の丸が、輝元が築いた城の中核になります。豊臣秀吉が天正14年（1586）に築いた聚楽第を模したと言われています。毛利輝元が先祖伝来の地であった吉田郡山城（広島県安芸高田市）を出て豊臣大名として築城を行ったと評価できます。中堀の外側、外郭という部分が東西南北にあります。このうち、外郭の西側、北側、北東部の部分が福島正則によって拡張された部分です。毛利時代の外郭というものは南側と東側だけでした。墨線の■は櫓の表記です。毛利段階のものは、どちらかと言えば単層の櫓が主体でした。一方、福島正則だけは外郭を拡張しただけではなくて、その墨線に二重櫓を建てて防御的に強固にしています。つまり、関ヶ原合戦後に新たな大名が入った城の改修は、幕府から規制を受けていなかったということです。では今、広島城を見に行くと毛利輝元の段階や、福島正則の段階の石垣しか見られないのかというと決してそうではありません。逆に今残されている石垣の大半は浅野時代の石垣です。今見る広島城は武家諸法度で規制を受けた後、浅野家は繩張りを変えないけれども、崩れた石垣を補修しているということです。石垣の崩れに関しては繩張りを変えなければ補修が可能なのです。繩張りを変えるのは毛利氏と福島氏の段階ですが、石垣の改修はその後もずっと続くということです。

さて、元和の武家諸法度が出た後、福島正則は洪水で崩れた広島城を大改修します。これが幕府への無断改修であったため、福島正則は改易をされたと一般的には理解されています。しかし、別府大学の白峰旬さんが明らかにされていますが、福島正則は、実はこの改修については幕府に許可を求めていました。ただ、福島正則は修理をしたという事後報告をしたのです。武家諸法度には、事前に報告しろとか、事後に報告しろとか、一切書いていませんので、法律的に福島正則は違反をしていません。しかし、幕府は福島正則を処罰しました。これをきっかけに、石垣の改修は幕府に事前報告されるようになります。

②高槻城（大阪府高槻市）の場合 【図2】

高槻城は、市街地化のため往時を偲ぶことは難しいですが、日本で最初に胴木という地盤沈下を防ぐ石垣の基礎構造が、発掘調査によって明らかになった城です。図2をご覧下さい。高槻城は、大きく四つの変遷があります。最初が永禄年間の和田氏の段階、次がキリシタン大名で有名な高山右近時代、その次が元和年間の土岐氏段階、最後が寛永年間に岡部氏が入った段階の拡張された高槻城です。明らかに土岐氏の段階に、矩形のプランを持つ近世城郭へ大きく改修されていることが分かります。実はこの土岐氏の築城というものは元和3年（1617）ですから、既に元和の武家諸法度が出た後です。なぜ可能であったのかというと、これは幕府によって築城が許可されたためです。土岐氏は譜代大名で外様大名ではありません。さらに寛永令の

翌年、寛永13年（1636）に譜代大名の岡部信勝が入って、出丸の増築をしています。つまり譜代大名が新たな任地で築城する場合、幕府は新規築城を禁止していないということが分かります。

武家諸法度では新規築城を禁止していますが、幕府自体が築城の手助けをするような城も、全く規制がなかったようです。大和郡山城（奈良県大和郡山市）、尼崎城（兵庫県尼崎市）、明石城（兵庫県明石市）、淀城（京都府京都市）、福山城（広島県福山市）、新庄城（山形県新庄市）といった城も、元和から寛永期の築城です。

③和歌山城（和歌山県和歌山市）の場合 【図3】

和歌山城は紀州徳川家の城として有名ですが、この城の構造も大きく変化していきます。図3をご覧下さい。左上の図が、天正13年（1585）、豊臣秀長の与力であった桑山重晴が入った段階です。右上は、関ヶ原合戦後に入った浅野幸長の段階の構造。左下が、元和五年（1619）に入る徳川頼宣、つまり紀州徳川家になつてからの構造です。これを見ますと城域が麓へ広がっていくことが分かります。さらに大手の位置に注目して下さい。桑山氏段階の大手は、後の岡口門の辺りにありました。それが、浅野氏段階になって、北西側に変わります。和歌山城は大手門の位置すら城主の交代によって180度変化するのです。こうした事例は、村上城（新潟県村上市）、丸亀城（香川県丸亀市）でも見られます。もともと要害である場所を大手にしたのですが、城下町を形成するにあたり要害である場所では町が作れなくなるので、正反対の平野部分に町を作ってしまう。和歌山城はこの典型的な事例の一つです。そして近世城郭の繩張りの墨線は石垣ですが、和歌山城は時代によって石垣の材質や積み方方が違います。桑山氏段階は、紀ノ川流域沿いで産出する緑泥片岩という石材を使った野面積の石垣です。それが浅野氏段階になると、和泉砂岩という加工しやすい石材を使った打込接の石垣となる。そして、紀州徳川期になりますと、同じ和泉砂岩でも、切込接になります。さらには遠方から持ってきた花崗岩でも切込接の石垣を積んでいる。この石垣の区割りを追っていくと城郭の変遷の様子が分かるのです。広島城でも、毛利氏段階、福島氏段階、浅野氏段階で分けることができます。こうしたことば、鳥取城でも同じことがいえるでしょう。

④会津若松城（福島県会津若松市）の場合

会津若松城と言いますと一般的なイメージは、戊辰戦争時の松平容保の居城であるとか、あるいは天正18年（1590）の豊臣秀吉の奥州仕置の後、蒲生氏郷が180万石で入ってきたとか、慶長3年（1598）、上杉景勝が120万石で入った城だと、それぞれの城主のイメージがあるかと思います。戦国時代は、草名氏、伊達氏が前身となる黒川城を築いて、蒲生氏郷が近世城郭に変えていきます。慶長3年に上杉景勝が入り、関ヶ原合戦で、米沢にいくと、蒲生秀行（蒲生氏郷の子）がまた戻ってくる。その後加藤嘉明と息子の明成が寛永4年（1627）に入ってくる。さらに寛永20年（1643）に保科正之が入り、保科松平氏が幕末まで続きます。会津若松城の歴代の城主の中では、加藤氏の認知度が一番低いそうですが、実際今見る会津若松城というものは、実はほぼ加藤明成の段階に完成しています。今見る会津若松城は決して、蒲生氏の段階や上杉氏の段階ではないということです。加藤明成の段階から大手を東から北に移し、馬出を北出丸と西出丸とし、芝土居を石垣土居とした、つまり鉢巻石垣と呼ばれるものにした。こういう形で各大名たちは、転封するたびに繩張り変更するということを、慶長5年から元和元年までの間を中心に行い、中には寛永期に及んで改修をおこなっているのです。

（2）徳川幕府による改修：二条城（京都府京都市）の場合 【図4】

近世の二条城は、慶長6年（1601）、徳川家康によって築城されますが、堀一巡に囲まれた単郭の城だったようです。四町四方だったと言われています。ところが寛永3年（1626）に後水尾天皇の行幸を迎えるにあたって、寛永元年（1623）に徳川家光が大改修します。それが現在みる二条城の姿です。

図4をご覧ください。本丸の南側に「西面外堀」と書いた堀の中に点線が入っていると思いますが、ここは発掘調査をして石垣が出てきた部分です。おそらく国宝になっている二の丸御殿を中心に戸を一巡した単郭の二条城があった。その西端が「西面外堀」の石垣だと思われます。これが家康の築いた二条城の繩張りです。それが寛永元年に、西側に現在の本丸と外堀が築かれた。現在の二条城の平面を注目すると、本丸は

真四角ですが、二の丸は西側を向いて凸の字状になっています。この凸の字はもともとの慶長の二条城に規制を受けたためだと思われます。今も二条城では発掘が進行中で、後水尾天皇の行幸御殿の礎石と掘立柱が検出されています。実は、天皇を迎えるために御殿を建てますが、すぐ解体されるのです。建物はその後、京都のお寺に移されたりしました。こういった幕府主導型の城も決して築城時の姿が今の姿ではない。二条城はその典型で、寛永年間に大きく造りかえられています。

3. 石垣調査から見えてきたもの

次に石垣調査から見えてきたものと題してお話しします。石垣はだんだん孕んできたりして崩壊する危険性があることから現在、全国各地で、解体しても一度積みなおすということを行っています。実は、丸亀城の石垣の解体修理を行っていましたら、今の石垣の中から別の石垣が出てきたという事で、これを埋没石垣という呼び方をしています。もともとあった石垣をそのまま埋めて、その前に全く別の石垣を築くという事例が多く報告されています。この埋没石垣は、おおよそ二つの意味を持っていると思います。一つ目は時期差をもつものです。当然、埋没石垣の方が古い。もう一つは時期差の全くないもの。いわゆる同一工事内の設計変更で生じた埋没石垣のことです。時期差をもたない埋没石垣は、安土城や肥前名護屋城で検出されています。

安土城は天正4年(1576)に織田信長が築城して、天正10年(1582)には焼け落ちています。その後改修されることなく城跡として残りましたから、ここで見られる埋没石垣は、時期差を持たないものといえます。肥前名護屋城は天正9年(1581)に秀吉が朝鮮出兵のために大本營として築いたものです。慶長の役(～1598)の後に廃城になりますから、それ以降に新たな石垣が築かれるということはあり得ないです。

もう一つは、明らかに時期差を持つもの。城主が変わったりすると古い石垣を埋めて新しい石垣を築く場合です。その典型例が図5の仙台城です。みなさんは慶長5年(1600)の伊達政宗の築城で御存じだと思いますが、ここでも本丸の石垣の解体修理が行われました。実はこの時に、三時期の石垣が検出されました。伊達政宗の時代の石垣が第Ⅰ期ですが、これが元和2年(1616)に地震で崩壊します。その後、築かれたのが第Ⅱ期の石垣です。さらに寛文8年(1631)、やはり地震で第Ⅱ期の石垣が崩れて、第Ⅲ期の石垣が築かれている。この平面図を見て貰いますと、崩れた石垣ラインの前に新しい石垣を築いていますので、縄張りの変更とは言えません。武家諸法度の通り修理をしているといふことが言えます。内部に石垣あるということはやがて忘れ去られて、多くの市民が仙台城の石垣は伊達政宗のものだと信じていたのですが、その石垣は内部にあったということです。仙台城のように縄張り構造に影響しない例として、丸亀城があります。

一方で、縄張り構造に影響を与えた埋没石垣があります。これは今の石垣と全く方位の異なった石垣が出てくる場合です。こうした事例は、岡山城や、高知城で検出されています。おそらく城主が変わると新しい城主が前の城主とは違う縄張りを造るという意識があったことを示す事例だと言えます。

石垣調査から見えてくるものは、埋没石垣が出てきた場合、時期差があるものと無いもの、城郭構造に影響を与えたものと与えていないものがあるということで、埋没石垣の調査は大変重要であると言えます。

4. 石垣壁線に残る改修の痕跡

石垣を丹念に見ていくと、もともとの石垣の隅部分を見ることがあります。これを石垣の継ぎ目あるいは石垣の切れ目と呼んでいます。これも実は縄張りに影響するものとしないものがあります。縄張りに影響する典型的なものに、姫路城の三国堀があると思います。三国堀は国宝の菱の門に入ったところにある真四角の堀のことです。ここでの北側の石垣を見て貰いますと、石垣の切れ目が二つ出ています。これは池田輝政段階の空堀をその後の本多氏段階に埋めこんだものだと考えられています。一方で縄張り構造に影響を与えないものがあります。これは、高取城(奈良県高取市)や洲本城(兵庫県洲本市)、淀城(京都府京都市)などがあります。石垣の孕みや崩落を防止する補強として、既存の石垣の前に築かれたものです。また、熊本城に「二様の石垣」というものがあります。本丸南西隅小広間西三重櫓台にありますが、これも既存石垣に張り付けるように新しい石垣が築かれたもので、改修の痕跡を見事に表しています。熊本城も加藤清正が一気に築いたと信じられていますが、石垣構造と文書の検討から加藤氏段階でも、5段階に分けられるよう

す（図6）。I期は慶長4年（1599）、II期は慶長5年、III期は慶長6年前半期、IV期は慶長6～12年、V期は、加藤清正の息子・加藤忠広時代の石垣です。なお、VI期は、細川氏の段階です。既に紹介した「二様の石垣」は、I期石垣とVI期石垣の二時期の石垣から構成されています。当然、これらは幕府の許可を得て行われているものだと考えられます。

5. おわりに

以上のように、縄張りの変遷や石垣の改修痕跡から城は決して一時期のものではないということです。さらに言いますと、今見る城跡は有名な城主や有名な大名の時に一気に築かれたものではないということです。現在見る城というのは織豊期と江戸時代300年を含めて營々と造られた結果なのです。城の改修は、武家諸法度という徳川幕府の強い規制があることを観念的に前提として考えてきたのですが、建物に関しては、寛永令以降は許可を得る必要がありませんでした。そして石垣の改修も基本的に縄張りを変更しなければ問題はなかったということです。決して近世城郭というものは一時期のものではないのです。今後、発掘調査という考古学的な手法によって益々、各地で明らかになっていくと思います。さらに、発掘という地下の遺構を掘るだけではなくて、まず私たちは現存する遺構つまり石垣を丹念に検証することで、多くの知見を得ることもできると思います。

では、最後に「完成した縄張りはあるのか？」という大問題があります。和歌山城の場合でいいますと、例えば、「紀州徳川家の縄張りが完成していて、桑山氏段階の縄張りは未完成だったのか？」という質問を受けることがあります。それぞれの段階が完成形態であったと考えなければなりません。それぞれの城主の時代に完成しているんだという認識を抜きに城は語れないということです。最後の姿が一番良くって、それ以前の姿は宜しくないということでは決して無い。こういうことを踏まえて、今後、各地で城の議論を進めていくことが、城郭研究が発展していくことだと思います。また発掘調査の成果によって、文書の中でしか語られてこなかった武家諸法度と改修の関係性の実態が語られるのではないかと思います。その一つの大きなテーマが御殿ではないでしょうか。御殿の改修こそ、武家諸法度で全く触れられていないので、御殿は城の部分ではないということが言い切れるのかなとも思います。その点も含め、この後の事例報告と議論を楽しみにしています。

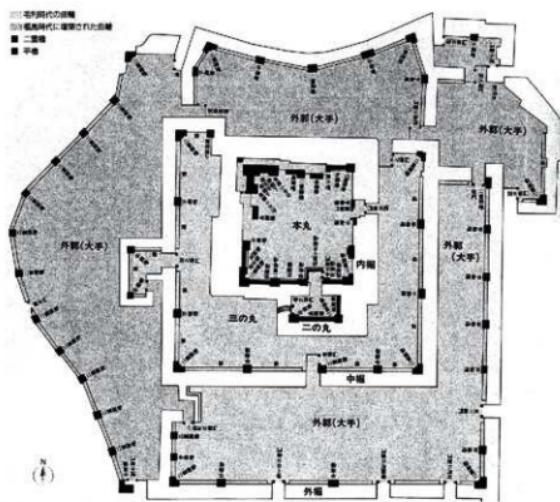


図1 広島城図

出典：学習研究社 2004『歴史群像シリーズよみがえる日本の城7 広島城』

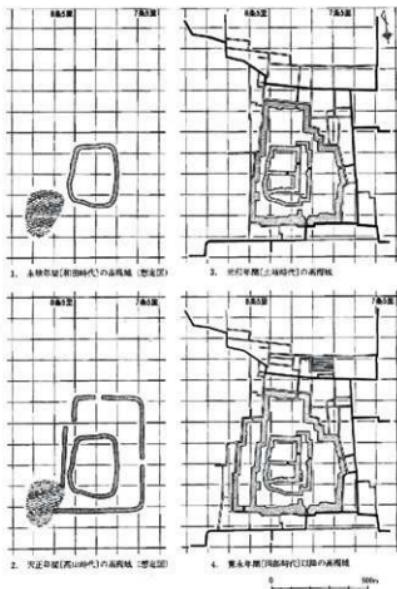


図2 高槻城変遷図

出典：高槻市教育委員会 1984『高槻市文化財調査報告書第14冊 振津高槻城』

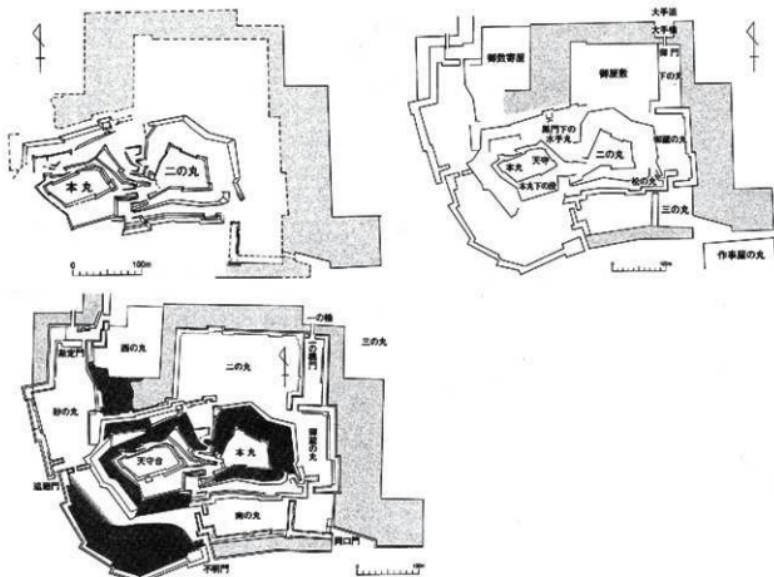


図3 和歌山城変遷図

出典：和歌山市立博物館 2007『和歌山城—その歴史と文化』

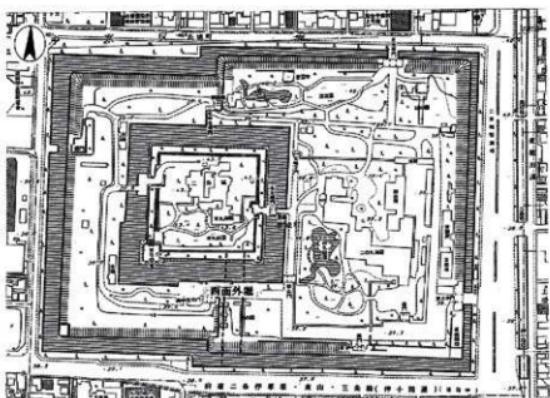


図4 二条城図（慶長造営時の西堀位置図）

出典：(財)京都市埋蔵文化財調査研究所 2001『史跡旧二条離宮実測調査現地説明会資料』

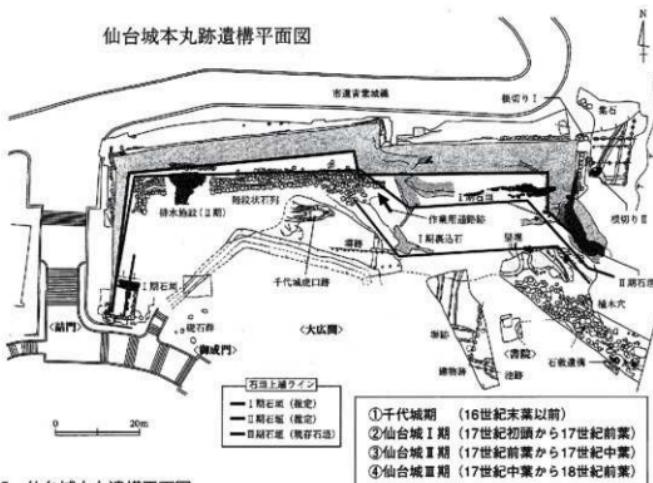


図5 仙台城本丸遺構平面図

出典：仙台市教育委員会 2000『仙台市文化財パンフレット 第43 集仙台城本丸跡の発掘 改訂版』



図6 熊本城石垣変遷図

出典：富田広一 2008『熊本城の築城と構造』「定本 熊本城」郷土出版社

『鳥取城』

鳥取市教育委員会 細田 隆博

鳥取城は天文年間に山城が築かれたことに始まります。近世城郭として整備されるのは、天正年間の宮部氏以降です。6万石規模の城でしたが、元和年間に32万石規模の城へと再整備され、幕末に至るまで改修が行われました。今日は、天球丸石垣の解体調査成果を中心にお話します。天球丸は山麓の最高所に位置します。調査によって、埋没石垣が発見され、もともと2～3段の階段状の曲輪が17世紀前半代に1つの曲輪になっていました。この時の拡張の特長は、外郭ラインの石垣をそのまま利用して、その上に新しい石垣を築くという立体的に拡張を行なっている点です。修復される前はこの痕跡が明瞭に見えていました。また、幕末頃までは、大量の土砂による石垣養生などが行われました。

鳥取城は、江戸中期以降も、御殿空間を中心に、新たに敷地が拡張されます。幕末には城内の中枢を通る直線的な広い大手登城路も、三ノ丸拡張によって迂回したようなルート変更が行われています。

『高知城』

高知県教育委員会 松田 直則

高知城（大高坂城）は南北朝時代に大高坂氏が築城を開始し、天正年間に長宗我部氏の改修を経て、関ヶ原合戦以降、山内氏によって再構築され、現在見られる高知城の姿となっています。ここでは、本丸南石垣と三ノ丸石垣の解体調査成果を中心にお話します。本丸南石垣では、天端付近で円弧を描いた石垣面が、解体するにつれて3面の直線的な石垣面で築かれたことが確認できました。また、本丸へ至る黒鉄門は焼失の後再建されますが、天保14年に位置を変える程の大規模な修理が行われたことが調査でわかりました。三ノ丸は、慶長16年二代藩主によって築かれます。それ以前には曲輪がないと理解されていましたが、内部から長宗我部段階の石垣が発見されたことで既に曲輪として機能していたことがわかりました。桐紋瓦も発見され、この長宗我部期石垣の上に建てられた建物に葺かれていたものだと思います。この石垣を常時見て頂く整備を現行行なっています。

近年、高知城では周辺の調査も進んでいます。現在の高知城の搦手部分に近いところからも桐紋瓦が発見されています。長宗我部氏の屋敷も搦手に近いところに想定されており、桐紋瓦は大手門か屋敷の屋根に葺かれたものと考えられ、当時は搦手が大手にあたる可能性も指摘されています。高知城も城主によって大手を変えた城だと言えそうです。

『岡山城・津山城』

津山市教育委員会 平岡 正宏

岡山城は、時期差をもつ埋没石垣の代表的な事例です。埋没石垣などの存在から、元々の地形や中世城郭段階から、近世城郭として築城が開始される宇喜多期を経て、岡山池田家成立まで、城の増改築の様子が具体的に分かる城です。城主が代わる度に拡張されています。宇喜多秀家の段階に、自然地形に沿って高石垣が築かれ現在の本丸本段の基本的な姿が整いました。従って平面形は不整形です。この頃の石垣は岩盤直上に築かれています。現在の本丸中ノ段は、池田忠雄が御殿造営のために矩形の縄張りに拡張しました。内部

からは、宇喜多期の石垣が発見され、現在それらを間近に見ることができるように整備が行われています。

津山城は、時期差を持たない埋没石垣の代表的な事例です。森忠政が慶長6年から元和2年まで築城した城で、元和元年の武家諸法度によって、築城が停止されたと言われています。はじめ、埋没石垣など無いだろうと思っていたのですが、忠政一代の築城期間に、本丸の天守台周辺では、現役の石垣内部に少なくとも3回以上の設計変更と思われる埋没石垣が発見されています。

パネルディスカッション

司 会 山上雅弘（兵庫県立考古博物館）

パネラー 中井均・松田直則・平岡正宏・細田隆博

会場報告 佐伯純也（財団法人 米子市教育文化事業団）

西尾克己（島根県古代文化センター）

西尾孝昌（但馬考古学研究会）

廣瀬岳志（宇和島市教育委員会）

（山上）現在、私たちが目にする近世城郭は、江戸時代の初めに一気に築かれて、そのままの姿で維持されてきたものではありません。段階的に改修を受けた可能性が大きいと思います。これは、どういう背景で起こっているのでしょうか。この点を考えてみたいと思います。既にヒントとして中井先生が御殿について言及されましたか、それぞれの城郭で藩主の御殿はどこにあったのでしょうか。まずこの点から話を進めたいと思います。

（細田）鳥取城は、元和年間の池田光政期に32万石の居城として再整備されますが、江戸時代中頃まで御殿は二ノ丸でした。それが江戸時代中頃以降、三ノ丸に移ります。

（山上）近世城郭というと、藩主は天守のある本丸の御殿に住んで、二ノ丸や三ノ丸は本丸の付属的な施設があったと、多くの人がイメージするのではないかでしょうか。しかし、鳥取城では二ノ丸や三ノ丸の御殿に藩主が住んでいたといいます。それでは本丸はどのように使われていたのでしょうか。

（細田）本丸は久松山（標高263m）の山頂になります。ここには、天守がありましたか、藩主は生活していません。本丸は、天守がある象徴的な空間であったと言えます。

（山上）米子城、高知城はどうでしょうか？

（佐伯）米子城は、戦国時代の終わりに吉川広家が築城を開始し、関ヶ原合戦後の中村氏の段階に完成したと考えられています。その段階に城主がどこに住んでいたのか判然としません。ただ、現状では米子城の本丸に天守以外の大規模な建物があった形跡はありませんので、やはり山麓の二ノ丸や三ノ丸に住んでいたと思います。

（松田）藩主の居住は基本的に二ノ丸の御殿でした。本丸には天守と正殿という建物がありました。これらは高知城の大半が焼失した享保12年の大火後、古相のまま再建しますので、やはり象徴的な役割があったのではないかと考えています。

（山上）ところで、これとは反対に岡山城や津山城では、藩主は本丸に住んでいます。特に岡山城は慶長から元和年間にかけて本丸がどんどん拡張します。それはなぜですか。

(平岡) 確かに岡山城でも津山城でも江戸時代を通じて本丸の御殿で藩主は生活しています。岡山城の場合ですと、御殿の拡張が原因で、本丸が拡張されたと言えます。元和年間に拡張された本丸中ノ段には敷地一杯に御殿が建っていました。

(山上) 姫路城は、池田輝政が慶長6年から築城を開始しますが、池田期の御殿は今の天守台南側の備前丸という場所にありました。この御殿が池田期の政府で居住空間でした。元和3年に本多家が入りますが、実はこの時、城が拡張されます。これに伴って備前丸にあった御殿も三ノ丸へ移ります。三ノ丸西側の御居城と呼ばれた部分に藩主の居所があり、今の三ノ丸に政庁的な建物がありました。三ノ丸は備前丸に比べると圧倒的に広い場所です。こうした事例から見ると、近世城郭が改修される大きな要因に御殿機能の拡張が挙げられるのではないかでしょうか。単に、藩主の住まいというだけではなく、藩政機構が確立してくると、御殿は様々な役所的な機能も加わっていく。こうした御殿機能の拡張が、より広い敷地を求めて、城が造成され、御殿が移っていくということが指摘できると思います。

松江城や出石城、宇和島城はどうでしょう。

(西尾児) 松江城は、堀尾吉晴により慶長12年から16年にかけて築城されました。堀尾期段階には最初、天守の南に御殿があったと言われています。やがて、二ノ丸へ移ったようです。そして、松平期になると麓の三ノ丸（現在の県庁がある場所）が御殿となります。

(西尾孝) 出石城は、山麓に鳥取城の天球丸と同じような稻荷曲輪があります。その下段に本丸、二ノ丸が続きます。小出期には本丸に御殿があったようです。しかし、松平期になると三ノ丸を拡張して、御殿を移転します。

(廣瀬) 宇和島城は、慶長元年から慶長6年にかけて藤堂高虎が近世城郭化をはかり、元和元年には伊達政宗の長庶子秀宗が入城します。いずれの時期も、山裾の三ノ丸に御殿がありました。宇和島伊達家の二代藩主宗利が寛文4年から11年にかけて城の大改修を行い、その一環で御殿が三ノ丸から500mほど南の外堀外の臨海地へと移され、「御浜御殿」と称されるようになります。旧御殿はしばらく側室の休息所等に利用されますが、幕末には取り壊されてしまいます。

(山上) 松江城は、平山城部分の本丸や二ノ丸にあった御殿が、平野部の三ノ丸に移っていく。出石城も高いところから下りて行く。宇和島城に至っては、城の外まで移っていく。

江戸時代を通じて本丸でお殿様が生活するということは、岡山城や津山城のような事例で確認できます。しかし、これまでの話で本丸に住まない藩主も沢山いるということがわかります。しかも城の中心から外側へ向けて住まいを移しています。一方で、この時代は武家諸法度で城郭に関するものは規制がかかっている。藩主の御殿移転と武家諸法度における規制の関係に関して中井先生いかがでしょうか。

(中井) これまでの議論を聞いていますと、御殿の移転や造営には武家諸法度による規制はかかっていないと考えざるを得ません。それは御殿が軍事的な施設ではなかったからだと言えます。しかし、各城郭の例えば詰の丸は築城期以降の姿を留めていますので、軍事的な部分に関しては規制がかかっています。

城郭における御殿の変遷を概観すると、城が持つ機能というものが軍事的な空間から武家儀礼の空間になっていくということが指摘できると思います。

本丸が狭いということは、本丸は詰の丸で軍事的な機能を担ったからでしょう。姫路城の備前丸は藩主とその家族が住むには十分だと思いますが、藩政機能が確立した段階では、儀礼の場としては狭い。これは彦根城でも同じです。もともと慶長から元和年間にかけては、今の国宝天守の前に御殿がありました。それが大坂夏の陣が終わった段階で、山麓部分に移ります。住むだけではなくて、藩政機能が固まると狭い

から移るという視点は興味深いですが、それに加えて慶長から元和年間は、大坂城には豊臣家が存続していく軍事的な緊張感があり、本丸に住む。それが平和な段階になって役所としての御殿として面積がかなり必要となってくる。これが御殿移転の背景としてイメージできるのではないかと思いました。

(山上)さて、近年、各地で石垣解体修理が行われており、近世城郭における調査において石垣研究が重要であると言えますので、最後に埋没石垣に触れて終わりたいと思います。鳥取城の場合だと、天球丸で埋没石垣が出ていますが、現在の形になったのはいつの段階なのでしょうか。

(細田)天球丸では石垣解体修理に伴って埋没石垣が検出されています。埋没石垣を埋め立てた土、つまり現在の曲輪の造成土から、砂目積みの唐津焼の皿が出土していますので、現状の天球丸の構築時期は関ヶ原合戦の直後ではなくて、それより若干下ります。そう考えると、最大の画期は鳥取城が6万石の城から32万石の城へと変わった池田光政が鳥取城主となる元和3年頃と思われます。実は岡山大学にはこれを裏付ける池田光政の普請計画図も残っています。

(山上)最終的に拡張された段階が池田光政の元和期ということですね。では、大きく造成される前の段階というのはいつの段階でしょうか。

(細田)基本的に池田長吉段階と考えられます。鳥取城では通説的に近世城郭は池田長吉の時代に築かれたと信じられてきましたが、明らかに考え直さなければなりません。

(山上)高知城や津山城の埋没石垣についてはどうでしょうか。

(松田)高知城の三ノ丸で出土した埋没石垣は長宗我部段階のものです。高知城では本丸と二ノ丸は慶長8年に築かれて、三ノ丸は慶長16年の段階に築かれました。そして今まで三ノ丸に関しては、それ以前は曲輪が無かったと理解されていたのです。しかし、実際は、長宗我部段階に石垣をもつ曲輪があったということです。

(平岡)津山城は、発掘で確認された拡張の痕跡は天守台周間に限られます。森忠政は津山城の普請中から本丸御殿にいたと記録されています。従って、津山城では本丸に御殿を確保した上で天守や櫓等を整備したと言えます。天守台周辺から次々と検出された埋没石垣は、御殿が既に整備されていたために、新たな敷地を確保しようとして隨時拡張が行われたのではないかと考えています。

(中井)鳥取城の話をさせて頂くと、天球丸の埋没石垣は、私のイメージでは山上ノ丸にある宮部繼潤が築いた天正年間の石垣と似ていると思います。これはあくまで印象の話です…。いずれにせよ、宮部繼潤が鳥取に来た時に、山麓にも軍事的な拠点を造っていると思います。その最適地は、今の二ノ丸や三ノ丸以上に天球丸の辺りではないかと思います。山頂部分と二ノ丸や三ノ丸部分を造って、中腹に近い天球丸を、天球院さんが来たからといって最初から造り始めるということは理解できません。ですから元々なんらかの施設が後の天球丸にあって、それを元和年間にかけて拡張していると考えた方がいいと思います。これは埋没石垣の存在によって、裏付けられます。

近世城郭はこれまで文献や建築分野を中心に語られてきた面があります。戦国時代の城郭に関しては考古学的な研究が確立されてきましたが、近世城郭においても適応できるでしょう。特に、これまで御殿空間は建築分野で議論されていたと思うのですが、今回の城館調査検討会によって、考古学の分野からも議論の切り口が示せたということが大きな成果であったのではないかと思います。



鳥取城の通説を疑う ～池田長吉現存遺構構築説を再考する～

細田 隆博

1.はじめに

近年、城郭に関する通説は、既存の城郭遺構そのものが考古学的調査や研究対象となることで、数多く覆されている。例えば、仙台城（宮城県仙台市）では、その全てを仙台市民の多くの、著名な伊達政宗が築いたと信じていたという。しかし、本丸に現存する城内最大の石垣は、近年に修復工事が行なわれ、調査によって政宗死後に構築されたものであり、政宗が築いた石垣は、その内面に埋設されていることが判明した（仙台市教育委員会 2000）。

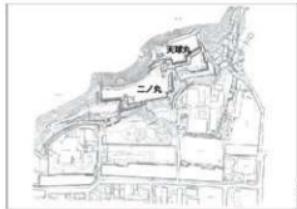


図1 鳥取城山下ノ丸現況図

このような状況は鳥取城でもあてはまる。俗に、近世城郭としての鳥取城の姿すなわち今日見られるような天球丸や二ノ丸などは、関ヶ原合戦直後に入城した池田長吉が構築したと信じられてきた。しかし、既に天球丸の石垣修復工事では、この説を決定的に覆す調査成果が示されている。ここでは、石垣修復工事によって数々の調査成果を挙げている鳥取城山下ノ丸の中核域すなわち天球丸や二ノ丸に限定して、その成果を整理し、近世城郭鳥取城の一端を明らかにしたい。

2. 池田長吉現存遺構構築説の真実

これまでの池田長吉現存遺構構築説の根拠とされるのは、17世紀後半に成立した『因幡民談記』の「鳥取之城普請附喧嘩之事」（徳永 1963）とされる。一次史料でないため慎重に取り扱う必要があるが、記述内容から、確かに長吉は関ヶ原合戦で荒廃した鳥取城をかなりの規模で改修しているようである。しかし、現存する全てを構築したとはどこにも書いていない。総合的に判断して場所が特定できる内容は、本丸天守を三層から二層に改めたこと、東ノ門（後の南ノ御門）を縞石垣化したこと、中ノ御門を舟形化したこと、堀を掘って城郭を拡張したことなどである。

さて、「因幡民談記」の記載内容は、その後、誤って伝えられたようだ。18世紀中頃に成立した『因府録』（鳥取県 1972）では、近世大名制への移行について書かれた箇所で、池田長吉の普請について触れられている。これは『因幡民談記』を根拠とした記述と思われる。ここで重要なのは、『因幡民談記』では、山頂の本丸に所在した天守を示す内容が、当時実質的な天守であった二ノ丸三階櫓と誤解をされかねない表記に置き換えられてしまっている点である。従って、この時、二ノ丸の三階櫓は記録上で池田長吉が構築したことになったのかもしれない。その後、この記載内容は、誰もが検証することなく今日まで伝えられている。

かつて、浜崎洋三氏は鳥取城の成立を巡る通説が実証的態度で論じられていないことを「郷土史研究者の重大な過失であったと思う」と述べたが（浜崎 1978）、今回はそれ以上の問題を孕む。そもそも、郷土史研究の基本文献の『因幡民談記』に書かれてもいいことが、現実に流布しているためである。

3. 天球丸石垣保存整備事業の調査成果

では、現存する鳥取城山下ノ丸の中核域、天球丸や二ノ丸は、いつ構築されたのであろうか。実はその答えは既に出ていている。平成元年度（1989）から平成8年度（1996）に行なわれた天球丸石垣の解体修復事業に伴う調査は、鳥取城の通説を決定的に覆す成果を上げた。この内容は『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平天球丸保存整備事業報告書』として、鳥取市教育委員会が平成9年3月に刊行している（鳥取市教育委員会 1997）。

ここでは、報告書に書かれた内容を整理したい。報告書内では、調査成果として上層遺構と下層遺構に大別して記述されているが、そのうち下層遺構は、逆凸の字状の現存曲輪が完成した際の遺構と、完成以前の遺構面に区別できる。従って、上層遺構面を第1遺構面として、下層遺構面を第2遺構面、第3遺構面に区分して調査成果を示したい。特に、鳥取城の通説を覆す調査成果である第3遺構面について報告書の内容に依拠して詳述する。第1、第2遺構面については概要を留め、詳細は報告書を参照されたい。なお、16・17頁で掲載した図は前掲の報告書（鳥取市教育委員会 1997）より、作成したものである。

（1）第1遺構面、第2遺構面（図2）

いずれも、天球丸が逆凸の字状の現存曲輪に整備された後に形成された遺構面である。第1遺構面は、享保5年（1720）の石黒大火層より上層で検出された遺構面で、東側からは梁間4間×桁行9～10間の跡が検出されており、主に江戸終末期の遺構面である。第2遺構面では、東側で焼失痕跡をもつ建物跡が検出された。ほぼ全ての礎石が被熱で赤色化していた。石黒大火で焼失した天球丸三階櫓の跡で、梁間4間×桁行12間の規模を測る。石垣の天端石をそのまま礎石としており、第2遺構面は現存の曲輪形が整備されてから享保5年（1720）までの時期と見ることができる。

（2）第3遺構面（図2）

第3遺構面は、現存の天球丸の形状が形成される以前の遺構面である。以下、報告書掲載の遺構名にそって概要を示す。なお、検出された遺構の石材は、鳥取城内で産出し、主体は花崗斑岩である。

①石段遺構（図4）

石垣で構築された曲輪とその比高差を補うための石段で構成される。基底部の標高は46.6mである。石段が取り付く南西面の石垣は、地山掘削面に75度の勾配で築かれる。石面長軸が1mを超える大型石材の平滑面を用いる。他に縦使いの石材も見られるなど、正面性を意識した石垣である。この石垣は、後述する石垣01が継ぎ足された部分で、隅角部を形成する。石垣01を継ぎ足す際に上部は崩されているが、基底部付近には2石の角石が残る。この石垣は後述する石段の高さ程度のものと思われる。石段南東側の石垣は、上述した南西面の石垣に直交する。小振りの石材であるが、平滑面で構成される。

石段の規模は、幅4.3m、奥行き約7.1m、基底部からの高さ4.4mを測る。各段の奥行きは50～60cm、蹴上35cm前後である。段数は遺存部から推定して10～11段と推定される。遺物は、石段の南東石垣の裏裏中から16世紀後半代の中国製の白磁碗（図5-1）、朝鮮半島製の陶器碗（図5-2）、スマトゥタイプの青花皿（図5-3）が出土している。

②石垣01（図4）

上述したように、石段遺構のうち曲輪を形成する石垣の北西隅角部に継ぎ足された石垣で、石段遺構が埋設された後に構築されたものである。また、北西端は、現在の天球丸の石垣が構築された際に崩されており、下限は、現状の天球丸が造られた時期に求められる。

規模は、遺存長11.5m、検出高3m、勾配は、70度前後を測る。背面には栗石が認められた。石垣は石段遺構のものと異なり、小型石材で、石垣面が平滑になるような努力が薄く、間詰石が多用されているなど、全体に雑な印象を受ける。

遺物は、石垣01を埋設した土中から17世紀前葉の砂目積み痕跡がある肥前陶器の溝縁皿（図6-1）や皿（図6-2）、底部糸切りの土師皿（図6-3）などが出土している。

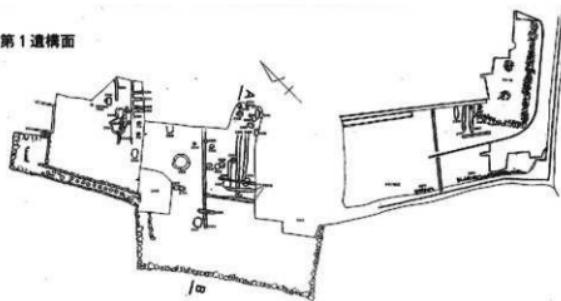
③石垣02（図2・3）

石垣02は、逆凸部のほぼ中央のトレンチ内部で検出された。石垣石は既に無く、背面の栗石のみがトレチ内で幅1.0m、高さ1.2m前後残る。基底部の標高は46.6mである。石垣02の前後で断層的な層序がみられ、もともと栗石前面にあった石垣石が抜き取られた痕跡が明瞭である。

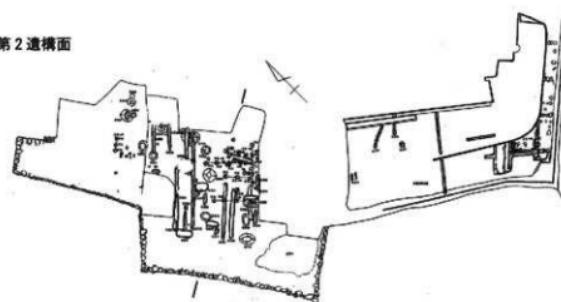
（3）小結

以上をまとめると第3遺構面は、基底部が標高46.6mで共通する石段遺構と石垣02から成る曲輪の時期と、

第1造構面



第2造構面



第3造構面



図2 天球丸遺構配置図 ($S = 1/800$)

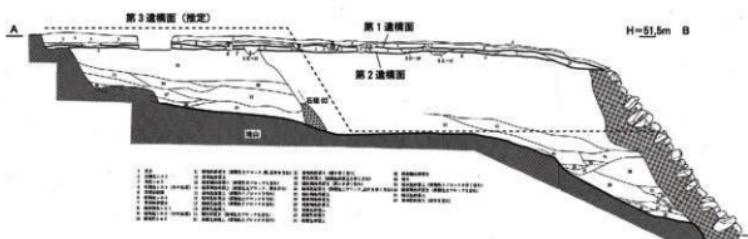


図3 天球丸遺構配置図内A-B断面 ($S = 1/250$)

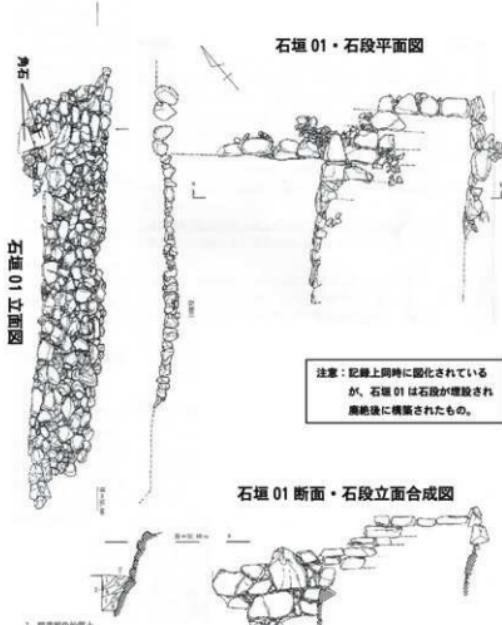


図 4 第 3 遺構面検出
主要遺構図
(S=1/125)

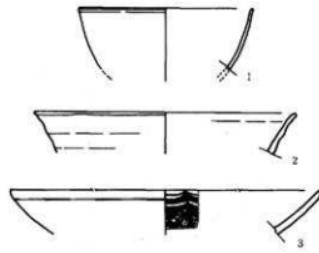


図 5 石段南東石垣出土遺物 (S=1/3)

1. 明青褐色砂質土
2. 明青褐色砂質土 (浜焼き砂質土を含む)
3. 淡褐色砂質土 (炭化物を多く含む)
4. 淡褐色砂質土 (浜焼き土、白化物を多く含む)
5. 明青褐色砂質土 (炭化物をわずかに含む)
6. 明青褐色砂質土 (浜焼き、淡褐色砂質土をわずかに含む)
7. 淡褐色砂質土 (炭化物を多量に含む)
8. 淡灰褐色砂質土 (浜焼きをわずかに含む)

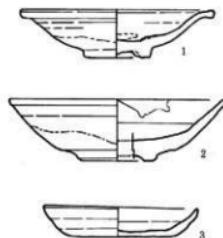


図 6 石垣 01 埋設土出土遺物 (S=1/3)

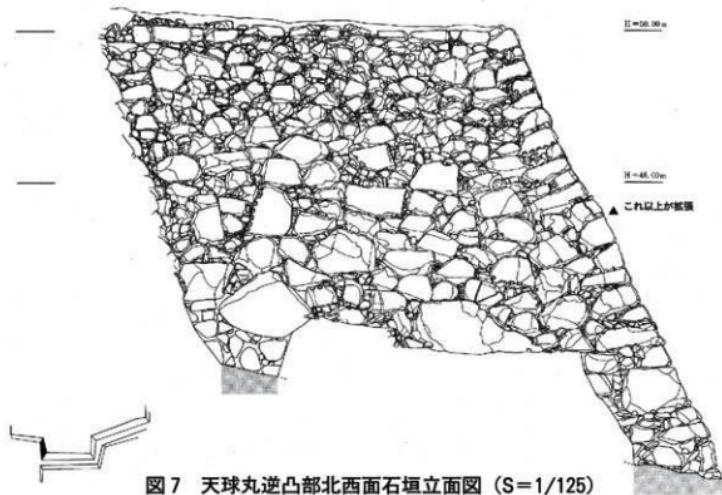


図 7 天球丸逆凸部北西面石垣立面図 (S=1/125)

それが埋設された後に築かれた石垣 01 の時期に細分できる。前者の曲輪は遺存部分から推定して、現状の天球丸と相似形をなすもので、入角部分で、曲輪に昇降する石段が取り付く構造である。石垣 01 は、現存する鳥取城内の石垣の中でも、最も難な積み方である。実見した当時の調査担当者などの所見は暫定的な石垣であるという認識で一致しており、筆者は現状の天球丸を造成する際に一時的築かれた工程上の石垣と推定している。

また、AB 断面（図 3）を見て欲しい。石垣 02 の基底部の標高付近で、現状の天球丸を構成する石垣背面の栗石の幅が極端に広がる。さらにこの付近を上下して石垣の勾配も変化する。これは石垣の孕み出しへなく、天球丸の逆凸部一体で普遍的に見られる。特に隅角部の状況は、勾配の転換点と軸を一にして一変する（図 7）。これは AB 断面でも裏付けられるが明らかに上下で時期の異なる時期の石垣によって構築されていることを示す。従って、少なくとも天球丸の逆凸部は、石段遺構や石垣 02 で構成された曲輪を最高所にして、標高 46.6m 付近に一段低い曲輪を持った二段構造であったことが明らかである。そしてその一段低い曲輪の石垣をそのまま利用して、同程度の高さの石垣が築かれて、天球丸は一つの曲輪として造成されたのである。

ではその造成時期はいつであろうか。ここで注目すべきは、石垣 01 の埋設土から、砂目積みの肥前陶器皿が出土している点である。大阪では慶長 20 年（1615）の大坂夏の陣以降に主に出土することから、日本海に面した鳥取でもほぼ同時期に出現したと考えられよう。中森祥氏（財団法人鳥取教育文化財団）のご教授によれば、他に出土した遺物からみても関ヶ原合戦直後の様相ではなく、若干時期の下る様相という。石垣 01 の埋設土は、現状の天球丸造成土のことである。ここに池田長吉現存遺構構築説は完全に破綻する。

4. 天球丸から見える近世城郭鳥取城の構造変遷

前述したように、天球丸は、1615 年頃以降に今見られる逆凸の字状に整備されたようだ。その最大の画期は関ヶ原戦前後から 5・6 万石規模の鳥取城が、32 万石の居城となった頃に求められる。すなわち、元和 3 年（1617）から寛永 9 年（1632）まで 16 年間で在城した池田光政が天球丸をはじめ鳥取城山下ノ丸の基本的な姿を整備したと考えられる。このことは、発掘調査に基づく成果以外に指摘することが可能である。

まず、「因幡国鳥取絵図」（岡山大学附属図書館蔵）（図 8）がある。当絵図の上部には、「公方様□□被御覧候絵図成 元和五年九月六日」とあり、「公方」とは、二代將軍徳川秀忠のことである。この日光政は、二条城に行幸の秀忠の御迎として参内しており、この時見せた絵図と思われ、城下町の内容から普請計画図と考えられる（鳥取市歴史博物館 2001）。ここには、少なくとも天球丸の入口にあたる風呂屋御門と犬走りの上に逆凸部分が描かれている。現状とは若干を形が異なるが、やはり絵図の内容はあくまで普請計画図と思われ、その後の設計変更で現状のような天球丸の姿が形成されたと考えられる。

また、同じ絵図で二ノ丸三階櫓に注目して欲しい。一切の装飾を廃した斬新なデザインで、一定の通減率で各階が間取りされた描写である。こうした外観の建築様式は、層塔型と言われ、櫓台も、ほぼ正方形であることも特長とされる。実際の二ノ丸三階櫓台も八間四方のほぼ正方形である。層塔型の初現は、建築史学の研究成果から、当代一の築城名手として活躍した藤堂高虎が慶長 13 年に造営した今治城とされる（三浦 2005 ほか）。そもそも二ノ丸三階櫓の創建を池田長吉に求めるることは記録上でも成立し得ないことを前述したが、建築史学の分野でも成立し難い。池田光政が 32 万石の居城として、当時最新鋭の建築様式であった層塔型の二ノ丸三階櫓を山陰地方で初めて、創建したのであろう。

さらに、二ノ丸も昭和 55 年の石垣解体修理によって、天球丸と同じように立体的な拡張が確認されている。



図 8 「因幡国鳥取絵図」（部分拡大）
（岡山大学附属図書館蔵）

現在の二ノ丸下部にある犬走り背後から、古相石垣が発見され、その上部から現在の二ノ丸の石垣が構築されていたのである（鳥取市教育委員会 1987）。

以上のように天球丸も二ノ丸も、池田光政によって現状のような基本的な姿が整備されたと考えられる。両者の特長は、ともに既存の石垣を活用した立体的な拡張ということにある。その背景としては、様々な状況を想定できる。

第一に池田光政が鳥取城の再整備を行なう時期は、既に幕府によって武家諸法度が定められており、繩張りの改変が厳しく戒められていた。そこで、光政は將軍秀忠に会い、前述の絵図でもって直接の許可を求めたとのではなかろうか。そして光政は、外郭ラインに所在する既存石垣を利用して、その上に石垣を築くことで、繩張りの外郭ラインを改変しないという武家諸法度の範疇において城の整備を行なったのであろう。天球丸は二段の曲輪を造成して一つに造成されるが、既存の石垣に規制されて古い繩張りを踏襲した平面形となっている。一方、二ノ丸は、前面にある既存石垣ラインはそのままに、久松山の中腹から現在の宝隆院庭園の借景部分まで続いている尾根を大規模の切り崩し、敷地を矩形に造成している。二ノ丸背後に残る断崖絶壁は、この時のもので当該期の矢穴を見ることができる。

第二には、池田光政は鳥取城を再整備している最中、同時に城下の拡張に伴う外縁構の構築や、徳川大坂城の公儀普請に参加している。特に徳川大坂城の公儀普請では、参加した西国北国大名 60 余家の中で、上から 6 番目の規模の石垣普請を担当しており（岡田 1982）、鳥取藩は莫大な出費を行っている。そのため、徹底的なコスト削減の結果、立体的な拡張が採用されたのかもしれない。

さて、次に問題となるのは、池田光政が拡張する以前の鳥取城山下ノ丸中枢域は、いつ構築されたのか、ということであろう。天球丸では逆凸部の石垣の内、北西—南東方向の石垣解体時の盛土断面で、明確な焼土面が検出されている。また、天球丸一段下の櫛蔵周辺では、平成 12 年（2000）から平成 15 年（2003）に及ぶ石垣修復工事に伴う調査によって、城内最古相の石垣天端面と同一面で、被熱した建物礎石と焼土面が確認されている（鳥取市教育委員会 2001）。いずれの焼土面も享保 5 年の石黒大火層よりはるか下層で検出され、局所的なものではなく広範囲で確認されている。しかも、石垣を伴った時期の焼土面であることなどから、西軍に与した鳥取城の宮部側が東軍の亀井・赤松軍に攻められた関ヶ原合戦のものと考えられる。従って、天球丸下段の櫛蔵周辺の曲輪は宮部時代の石垣を基本とするものである。実際に、周辺は、帶曲輪が連なる形で古い繩張りを呈している。一方、天球丸に内包された二段の曲輪は、関ヶ原合戦時の焼土上層に構築されていることから、池田長吉期のものと想定できよう。

天球丸は、鳥取城山下ノ丸において最も奥まった位置に所在し、最高所に位置する。東側は巨大な堅堀で守られ、山上ノ丸と最短ルートの中坂と直結する。天球丸は防御上最も重要な箇所である。従って、池田光政が 32 万石の政府として二ノ丸を整備する以前は、ここが鳥取城山下ノ丸において事实上の本丸であり、城の中心であった。俗に、天球丸は池田長吉の姉・天球院の居所があったため、天球丸と呼ばれるようになったと伝わる。しかし、これもまた根拠が極めて薄い伝承に過ぎない。池田長吉時代に天球丸相当部分に御殿を持つような空間は想定しにくい。池田長吉は、ここに“天守丸”を築いたのではないかといふ。これが、より確かな資料によって鳥取に住んだことが確実な池田光政の伯母・天久院の居所と錯綜して伝えられ、当地が天球丸と命名されたものと考えられる。この経緯の真相は、今後、史学的なアプローチで解明されることを望みたい。

いざれにせよ、現存する鳥取城山下ノ丸の基本的な姿は、池田光政によって整備された。一方、池田長吉の鳥取城は山下ノ丸の中枢域に限れば、二ノ丸や天球丸の内部に内包され、天球丸下の宮部期構築の石垣上部に僅かな痕跡を残すのみである。

5. まとめ

これまで、近世城郭鳥取城の議論は、根拠もなく、関ヶ原合戦以後に池田長吉によって構築されたことを前提に議論されてきた。そこで聞かれた所見には的外れのものも多かった。例えば、「隣接する米子城や松江城に比べて、鳥取城の橹は低層で破風も無く質素だ。」あるいは「鳥取城の繩張は防御的に乏しい。」などの所見である。しかし、少なくとも鳥取城山下ノ丸の中枢域は、米子城や松江城のように慶長の築城テクニ

期に幕府の具体的な築城規制がない中で完成した城ではない。逆に鳥取城は、大坂夏の陣において豊臣家が滅亡して事実上の平和が訪れた後に武家諸法度など幕府の規制がある中で、現状のように整備された城郭である。従って、築城された時期も背景も異なる城郭同士を同じ指標で論じ、あたかも優劣を付けるような所見は全くの無意味である。城内には、防御性の優れた縄張りは天球丸のように時として埋設され一つの広い敷地として整備された。また、鳥取城内には松江城天守や米子城天守のような高層の櫓はない。二ノ丸三階櫓は32万石にしては、規模が小さいなどと言われるが、これは創建時、既に幕府は高層建築を規制していたためと考えられる。さらに、松江城や米子城の天守が望楼型と呼ばれる古相の建築様式であるのに対し、二ノ丸三階櫓は、当時最新鋭の層塔型の櫓を志向したため、破風などの装飾は一切ない。ちなみに藤堂高虎が層塔型天守として創建した今治城天守（後の丹波亀山城天守）も破風は無い。

既に明らかにしてきたように、鳥取城の山下ノ丸の中核域は、池田光政によって整備されたものである。これによって近世城郭鳥取城は、ようやく全国に所在する近世城郭と比較検討することが可能となるのである。特に、時代背景が異なる中で池田家宗家の現存城郭に大きく関わった姫路城と鳥取城の比較研究は今後行なわれる必要がある。両者を比較検討することで、池田家宗家の築城思想、豊臣家滅亡の前後における幕府の池田家宗家に対する待遇の違い、あるいは、幕府の築城規制の意味などがより具体的に語られるであろう。

参考文献

- 仙台市教育委員会 2000『仙台城本丸の発掘』
徳永職男編 1991『因伯文庫稲葉民談記（下）』日本海新聞社
鳥取県 1972「因府録」『鳥取県史 6 近世資料』
浜崎洋三 1978「鳥取城の成立について」『鳥取市史研究 3号』鳥取市史編纂室
鳥取市教育委員会 1987『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存修理概要報告書』
鳥取市教育委員会 1997『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平天球丸保存整備事業報告書』
鳥取市教育委員会 2001『史跡鳥取城跡附太閤ヶ平櫛藏跡発掘調査報告書』
鳥取市歴史博物館 2001『大名池田家のひろがり』
三浦正幸 2005『城のつくり方図典』小学館ほか

秀吉本陣周辺の城郭遺構確認調査について

西 尾 孝 昌

1. はじめに

「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平」の中で、鳥取城跡繩張調査を平成19年度から20年度にかけて実施し、ほぼその全容を把握することができた。本年度からは、本格的に、太閤ヶ平を中心とする鳥取城包囲の陣城群の調査を進めている。

調査は、中近世城郭の曲輪・堀切・土塁・堅堀・横堀などの遺構を表面観察し、主に巻尺・スタッフ（箱尺）などで計測を行い、繩張遺構図を作成した。調査担当は、鳥取市教育委員会文化財課（佐々木孝文・坂田邦彦・細田隆博）と筆者である。

今回は、秀吉本陣と伝羽柴秀長の陣を中心とする、太閤ヶ平城郭遺構の調査結果を報告する。

2. 秀吉本陣の調査

秀吉本陣は大規模な土塁・櫓台で閉鎖された方形の区画（内法=東西約58m・南北約58m）で、さらにその土塁の根を大規模な横堀がほぼ全周する堅固な要塞として周知されている。調査は特に、堀底からの土塁高と横堀の幅に注目して計測を行った（第2図）。

虎口は南側と東側の2ヶ所に設けられており、何れも平入り（土橋）である。南側虎口は幅8.5m・高さ2mを測る。南側虎口から土橋（幅6m）を渡ると、広い通路状の坂道が南西方向に下っている。通路幅は広いところで約13～14mを測り、大手道遺構と思われる。南虎口幅の広さ（幅8.5）や虎口東西の突出部（東側の窪地状の出丸・西側の櫓台）を勘案すれば、南虎口が大手であろう。東側虎口は幅6.2m・高さ1.8mを測り、幅3.5mの土橋が取り付く。東虎口は規則的に南虎口よりも狭く、搦手虎口と認識できる。

南虎口から西側の櫓台3までは上りのスロープとなっている。櫓台3はほぼ方形で、東西11m・南北11m、高さ4.5mを測る。本陣土塁の中で2番目の高所（標高249.2m）である。

櫓台3から土塁を緩やかに下ると、櫓台4に至る。櫓台4は道路建設によって、横堀も含め既に破壊されているが、現状からすると櫓台3よりも規模が大きかったと思われる。鳥取城方面に突き出した天守台が想定できる。

櫓台4からはほぼフラットで北東隅に至り、そこから南方向に進み東虎口（搦手）に至る。土塁の幅は上端で幅3.6～4.2mを測り、南虎口の土塁幅よりも規模が大きい。

東虎口から南方向に緩やかに上り、折れを多用した窪地状の突出部5に至る。土塁南端は標高250.7mを測り、本陣土塁の最高所である。窪地状突出部の内部は3段に分かれており、内法で東西16m・南北31mを測る。

窪地状突出部5の西端から緩やかに下ると、南虎口に至る。そこに立つと、南（大手）虎口と大手道に対して、櫓台3と窪地状突出部5の両サイドから横矢をかけることが出来ることに気付く。

横堀は当然のことながら土塁の墨線に沿って屈曲しているが、現状で幅5.0～7.50mを測る。表面観察で横堀が見られない、櫓台5南側や窪地状突出部南側にも当初は横堀を構築していたものと思われ、横堀は本陣全体を囲繞していたものと推察される。

3. 本陣周辺の城郭遺構

狹義の秀吉本陣は土塁と横堀で囲繞された曲輪1と曲輪2で構成されていたものと思われるが、曲輪2の広い空間は無線中継所の建設によって大幅に改変されているのではなかろうか（第1図・第3図）。

曲輪1を中心にして他の曲輪配置を考えると、次のような2つの見方ができよう。

①現状で、土塁と横堀の外側に帯状の空間6・7・8・9（帶曲輪）を巡らせているようである。この帶曲

輪は、さらに北側にも続いている可能性がある。

②本陣周辺は全体として、曲輪Iを中心、各尾根（A・B・C・D・E・I・G）に曲輪群を配置する「放射状連郭式」の繩張であることが分かる。

③そのように考えると、広い曲輪2の空間には、南（大手）虎口から延びる通路と同じような形態の通路が東（搦手）虎口から直線的に延び、その通路に沿って曲輪群が配置されていたことが想定される。そうすると、東虎口と直線的な通路をもつ曲輪群Gが繋がってくる。

④もう一方は、曲輪2に土塁開きの空間を想定する見方である。天正6年(1576)秀吉の播磨攻めの本陣となつた書写山（姫路市）には、土塁で閉鎖された2つの曲輪が連結された造構が存在する。それを参考にすれば、曲輪2に低い土塁をもつ広い空間が設定できよう。

次に各曲輪群（A・B・C・D・E・F・H・I・J・K）について、その特徴を記す。

<曲輪群A>

櫓台4から派生する急傾斜な尾根に構築された小規模曲輪群で、上段部と下段部からなる。上段部は13の小曲輪を連続させ、南側に一部土塁を設けている。下段部は8段程度の曲輪（最大は29×14m）が認められるが、谷筋の防御のためであろう。

<曲輪群B>

曲輪群Bは、細長い曲輪（44×11m）から4段程度の細長い曲輪が続き、他は13段の小曲輪を谷底近くまで構築している。やはり瓢箪池からの延びる谷筋の防御のためであろう。

<曲輪群C>

曲輪群Cは、曲輪群Dの西端から西側に延びる尾根に構築された10段程の小曲輪群（最大15×8.5m）で、秀吉本陣と陣城IIを繋ぐ重要なラインである。

<曲輪群D>

曲輪群Dは、本陣西の緩斜面に設けられた曲輪群で、櫓台4から大手道までの間を幾重にも取り囲むように構築されている。斜面は、全体で27段もの曲輪で埋め尽くされているような感があるが、下に真っ直ぐに延びる2本の通路状造構（幅3.2～3.7m）によって3グループに分けることが可能であろう。北端の曲輪群は7段の小曲輪（最大9.5×9.5m）で構成される。その段差は1mもない。真中（帶曲輪6直下）の曲輪群は全体的に狭長（最大51×8m）で、9段程度ある。南端の曲輪群は急斜面に構築されており、段差はあるものの全体的に狭長な形状（最大26×5.5m）を呈している。南端の曲輪群は、位置的に、曲輪群Iと共に大手道の防御を担っていたものであろう。本陣直下の曲輪群Dは数多くの堆壇状曲輪群で構成されているが、その機能については俄に判断できない。

<曲輪群E>

曲輪群Eは、本陣・曲輪群Dと陣城IIIを繋ぐ重要な曲輪群である。尾根に配置した曲輪群（最大30×13m）の南側に通路を設け、さらにその右下斜面に小曲輪群を構築しているのが特徴的である。通路の南斜面はかなり緩斜面となっており、広い曲輪（最大26×18m）を6段程配置している。土塁を利用した鉤状の虎口も見られるが、敵の東方向への回り込みを防ぐためであろうか、今後造構の検討をする。

<古墳群F>

F地区の谷部（流水がある）の東側に広い平坦面（65×35.5m）があるが、曲輪として昔普請された跡は乏しく、13基からなる大型の古墳群と判断される（未計測）。しかし、この平坦面は栗谷から谷筋を通り太閤ヶ平へ至る重要なルートを押さええる位置にあり、陣城としての利用は行われたものと推察される。

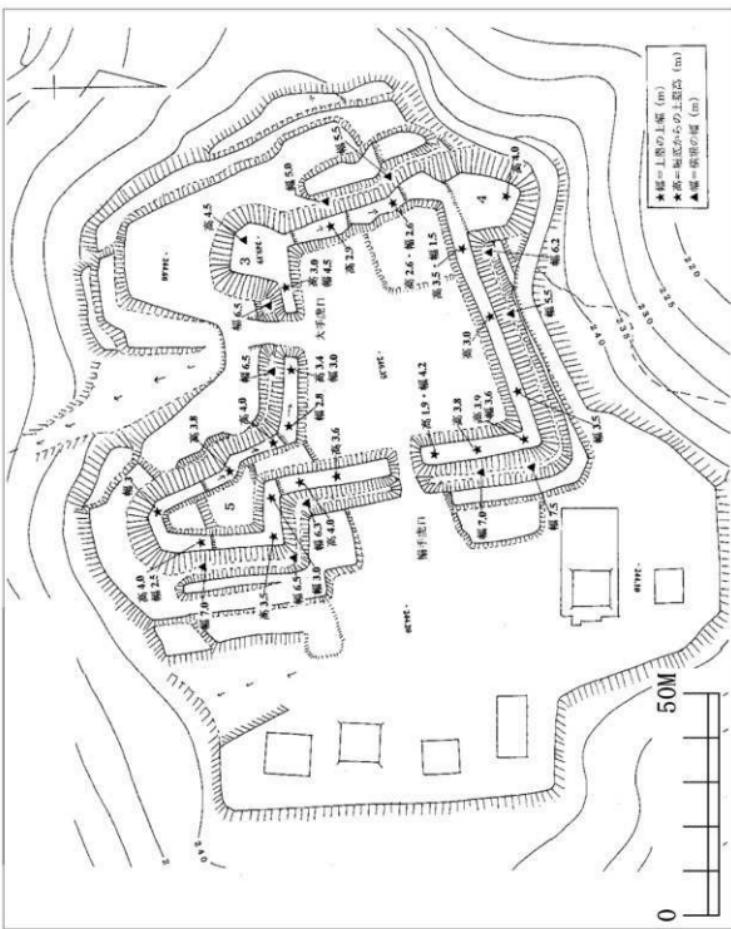
<曲輪群G・H>

曲輪群Gは、本陣背後を守備する重要な曲輪群である。前述したように、その曲輪群は無線中継所の位置する広い空間にまで広がっていた可能性はある。比較的広い緩斜面に造構は存在するものの、2本の通路状造構に沿って15段程度の狭長な曲輪群（最大33×6m）を配置しただけで、本陣背後を守備するには心許ない。

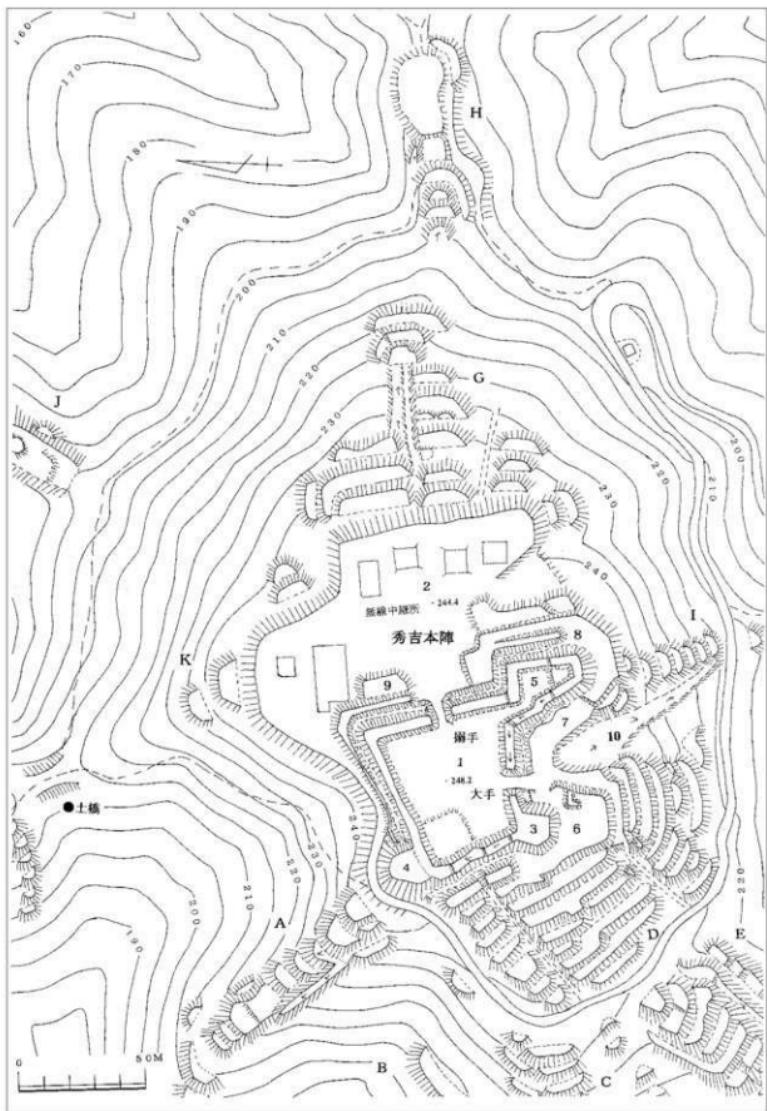
曲輪群Hは曲輪Gと共に、本陣背後の尾根鞍部に設けられた曲輪である。しかし、その曲輪は小規模なもので、削平も不十分である。この地区から北へ下りる道は「百谷の石敷通路造構」に繋がっており、この削



第1図 太閤ヶ平本陣周辺の縄張図



第2図 秀吉本陣の土塁と横堀の計測値



第3図 秀吉本陣周辺の城郭遺構

平地は城郭遺構ではなく、何らかの宗教施設があった可能性もある。

何にしても、曲輪群G・Hはとても本陣背後の防御に適した遺構とは認められない。

<曲輪群I>

曲輪群Iは、帯曲輪8から南方向に延びる10段程の小曲輪群（最大で $12 \times 4.5\text{ m}$ ）で、大手道を守備する遺構であろう。大手道は、本陣南虎口から西下斜面を通り、Iの尾根をF地区へ下り、さらに北東方向の谷筋を通って栗谷方向へと続いているものと思われる。

<曲輪群J>

曲輪群Hから●土橋方向に道が通じているが、その中程に曲輪群Jがある。 $20 \times 7\text{ m}$ ほどの削平地であるが、曲輪の中程の高まりは古墳と判断される。この道を通過すると、山側に太閤ヶ平の位置する急斜面が迫ってくる。

<曲輪群K>

曲輪群Kは、●土橋を通り陣城Vに繋がる尾根に構築された2段の曲輪（ $17 \times 9\text{ m}$ 、 $14 \times 6\text{ m}$ ）である。尾根続きで鳥取城に繋がる尾根（通路）にも関わらず、曲輪は意外に少ない。「●土橋」は正確には、尾根鞍部を利用した「土橋状遺構」とでもいいくべきもので、「●」は単なる表示記号である。土橋は、瓢箪池からの延びる谷と鈴山川から延びる谷が分岐する尾根鞍部に位置し、丁度自然の土橋を形成している（当時は切岸などの普請が行われていたかも知れない）。土橋に立てば即座に判明することだが、ここに堅固な城門を作成すれば、容易に鳥取城方向から侵入してきた敵兵を撃退することができる。

4. 陣城群の遺構

太閤ヶ平周辺の陣城群の特徴を、いくつかのグループに分けて報告する。

1) 陣城I・陣城VII（第4図）

<陣城I>

陣城Iは「伝羽柴秀長の陣」ともいわれ、鳥取城から尾根続きで太閤ヶ平へ至る通路上の最重要拠点に位置している。標高 219 m 地点に土塁で囲繞した細長い主郭を構築し、その周りに小規模な曲輪群を配置しているが、何と言っても特徴的なのは、北西側と南東側斜面に普請した長大で大規模な堅堀群（敵状堅堀）の存在である。

主郭1は東西約 27 m ・南北約 20 m を測り、北～東側にかけて折れをもつ低い土塁（幅約 1.6 m 、高さ約 1 m ）を設けている。曲輪2との間には、鉤状の土塁をもつ平入り虎口を構築している。土塁は幅 4 m ・高さ 0.7 m 、虎口の幅は $3 \sim 3.5\text{ m}$ を測る。曲輪2は東西約 34 m ・南北約 9 m を測り、南側に土塁を構築し、北西側に虎口を設けている。曲輪3は東西約 15 m ・南北約 15 m を測り、土塁の間に虎口（幅 2 m ・高さ 1.3 m ）を設けている。虎口の西端の土塁は円形を呈しているが、横穴式石室をもつ円墳を利用したものである。主郭部は曲輪1・2・3で構成され、曲輪3の虎口を大手、曲輪2の虎口を搦手と見ることが出来る。

土塁を持つ主郭1は、帯曲輪と横堀（幅 1.6 m ・深さ 1 m ）で二重に防御されている。そして帯曲輪からは大規模な堅土塁と大規模な堅堀アが構築されている。堅堀アの規模は、幅 $5.6 \sim 8.5\text{ m}$ ・深さ $3 \sim 3.5\text{ m}$ 、長さ 95 m （斜距離）と長大である。堅堀イは幅 4 m 、長さ 35 m を測る。堅堀ウは幅 4 m 、長さ 15 m を測る。堅堀アの下には曲輪7（ $22.5 \times 10\text{ m}$ ）があり、真中に仕切り土塁（幅 4.3 m 、高さ 1.3 m ）を構築している。曲輪7の地区には、岩盤を利用した小堀を設けている。堅堀アの東側には、10段程度の小曲輪を階段状に配置している。大堅堀アは、小曲輪群を切って造成されているようである。

曲輪3から北東方向に、古墳を利用したような小曲輪が断続的に構築されているが、その尾根筋は太閤ヶ平へ至るルートでもある。変わった遺構としては、尾根鞍部（曲輪6）から北西方向に延びる谷部に、13段の籠壇状遺構（最大 $18 \times 5\text{ m}$ ）が連続していることである。

曲輪2の南斜面は谷部となっており、曲輪4（ $43 \times 11\text{ m}$ ）を除くとその規模は小さい。

曲輪3からは2つの尾根が派生しているが、西尾根には堀切（幅 7.5 m 、深さ 5 m ）・堅堀オ（幅 2.5 m ・長さ 27 m ）と5段の小曲輪を構築し、東尾根には堅堀エ（幅 1.5 m ）を構築している。圧巻は堅堀オの下、谷部に構築された長大な敵状堅堀と堅土塁である。堅堀カは幅 $5 \sim 6\text{ m}$ ・長さ 112 m （斜距離）・深さ $2 \sim 3\text{ m}$ 、堅堀キは幅 $8 \sim 9\text{ m}$ ・長さ 112 m ・深さ $4 \sim 5\text{ m}$ 、堅堀クは幅 $6 \sim 7\text{ m}$ ・長さ 98 m ・深さ 3

~4 mを測る。堅堀カ・キ・クはその上部の堅堀エ・オとは連続せず、新たに大規模な普請が行われたようである。従って、堅堀も新旧2時期の築造が考えられる。なお、この畝状堅堀は谷部を隔てて、陣城IIの堅堀ア・イと繋がる。

<陣城VII>

陣城VIIは、自然地形を多分に残し削平の不十分な曲輪10と、その南側に構築された横堀・堅堀で構成される。堅堀ケは幅2.5~3 m・深さ1.6 m、堅堀コは幅4 m・深さ2~2.5 mを測る。陣城VIIは大規模な堅堀ラインの外側（西側）に位置し、陣城Iの一部とも見られ、大規模な堅堀以前の古い遺構と判断できよう。

2) 陣城II（第5図）

陣城IIは、標高213 m地点の主郭1と帶曲輪を中心とする曲輪群と陣城I・陣城IIIを連結する堅堀群で構成されている。

主郭1（10.5×21 m）・曲輪3（6×4 m）を曲輪4・曲輪2で構成する帶曲輪が取り巻き、そこから派生する北尾根には8段程の曲輪群（最大は27×16 m）を配置し、南西尾根には鉤状の土塁（高さ0.5程度）をもつ曲輪11（7.5×11.5 m）・曲輪12（6×10 m）と曲輪1を連結する曲輪10と大規模な堅堀ク・横堀（幅3.5 m、深さ1~1.5 m、長さ65 m）を配置している。

曲輪2と曲輪5の間に堅堀ア（幅4~5 m・深さ3~4 m）が掘削され、蛇行して谷部に落ちている。その全長は約63 m（斜距離）を測る。また曲輪2直下から堅堀イ（幅2.5~4 m）が構築されており、堅堀アと平行して谷部に落とされている。

曲輪12の西側は、尾根を二重の堀切で遮断し、そこから谷部に向かって直線的に大規模な2本の堅堀が構築されている。堀切Aは幅4.5 m・深さ2 m、堀切Bは幅5 m・深さ1 mを測る。また堅堀は長大で、堅堀サ・シ共幅3~4 m・長さ68 mを測る。堅堀サ・シは谷部までも横堀状（幅約3 m）に掘削され、陣城IIIの二重の堅堀に繋がっている。

なお陣城IIには、長大な堅堀だけでなく、比較的規模の小さい堅堀も5条確認できる。堅堀エは幅3 m・長さ23 m、堅堀カは幅2.6 m・長さ20.5 m、堅堀キは幅3.8 m・長さ18.5 m、堅堀スは幅3.3 m・長さ23.5 mを測る。

長大な堅堀群と短い堅堀群とは、前者は新しく、後者は古いという時期差を考えることができる。

3) 陣城III（第6図）

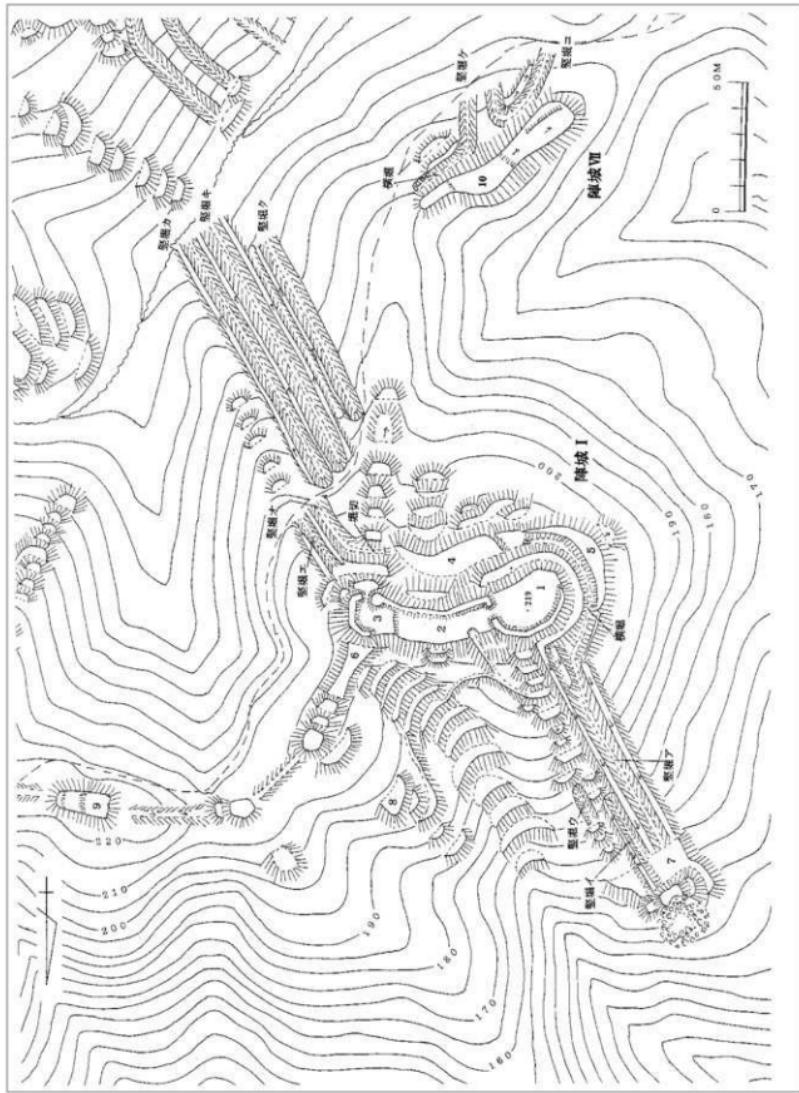
陣城IIIは本陣を守備する最終ラインの南端、標高187 mに位置し、北～西側に土塁をもつ主郭部（曲輪1・曲輪2）を二重の大規模な横堀と堅堀で防御された遺構である。主郭部は曲輪内の土塁も含めると、三重の防御ラインを形成していることになる。

曲輪1は東西45 m・南北14 mを測り、北側に折れをもつ土塁（幅3~3.5 m、高さ0.6 m）を構築している。曲輪2は東西28.3 m・南北19 mを測り、曲輪1から延びる土塁が（幅3~5 m・高さ1 m）北側から西側に構築されている。主郭部は曲輪1と曲輪2で構成され、曲輪の中程と南西端に虎口が開く。南西端の虎口は、堅堀エ・オを横切るような形で尾根筋を通り、曲輪6に繋がるようである。

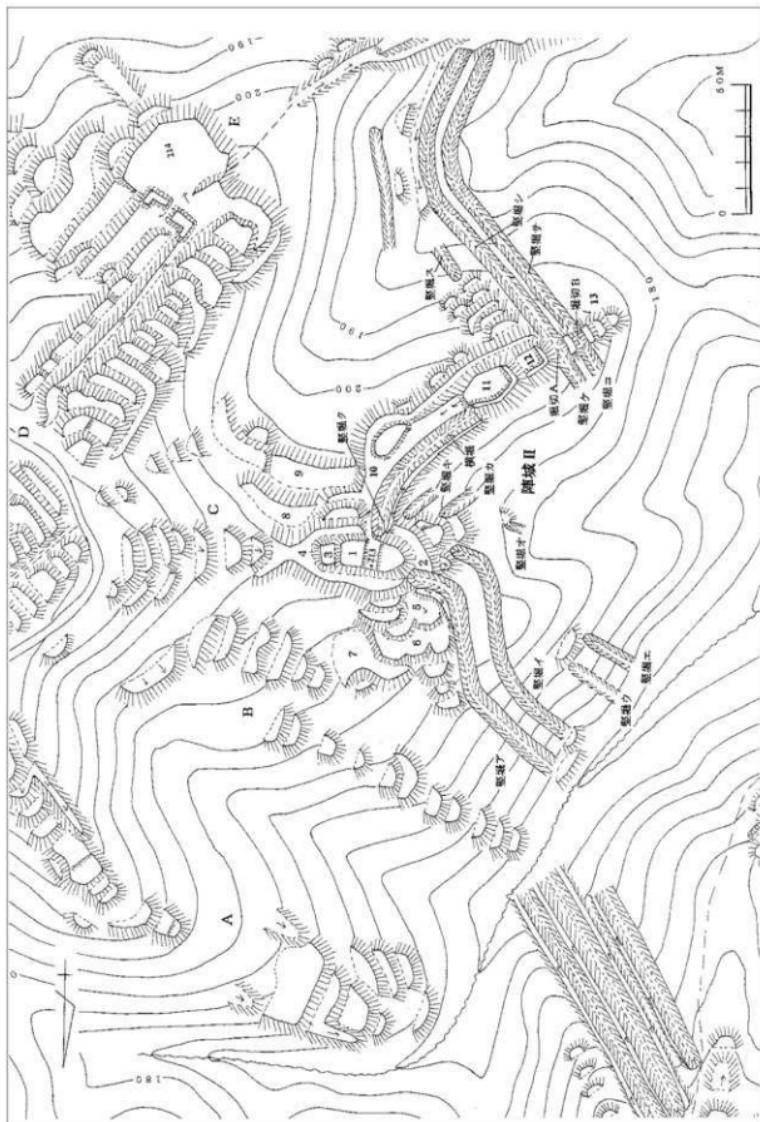
横堀は大規模なもので、横堀1は幅3.5 m・深さ3 m・長さ70 m、横堀2は幅3.3 m・深さ2 m・長さ75 mを測る。南斜面に構築された、堅堀エは幅3.5~4 m・深さ2 m・長さ41.5 m、堅堀オは幅4~4.5 m、深さ1.5~2 m・長さ47 mを測る大規模なものである。堅堀エ・オの東西には、曲輪7（31×14.5 m）や曲輪8（55×20 m）などの広い空間が構築されており、曲輪の在り方は主郭部とは大きく異なる。

堅堀1から続く帶曲輪4を北東方向に進むと、陣城IIの堅堀群に繋がる大規模な二重の堅堀ア・イが設けられている。堅堀ア・堅堀イとも幅3~3.5 m、深さ1~2 mを測り、長さは75 mもある。堅堀アの西側には、堅堀に沿って幅約3 mの通路状の曲輪が設けられている。堅堀ウは幅2.6 m・長さ49 mを測るが、大規模な堅堀とは時期差があるようである。

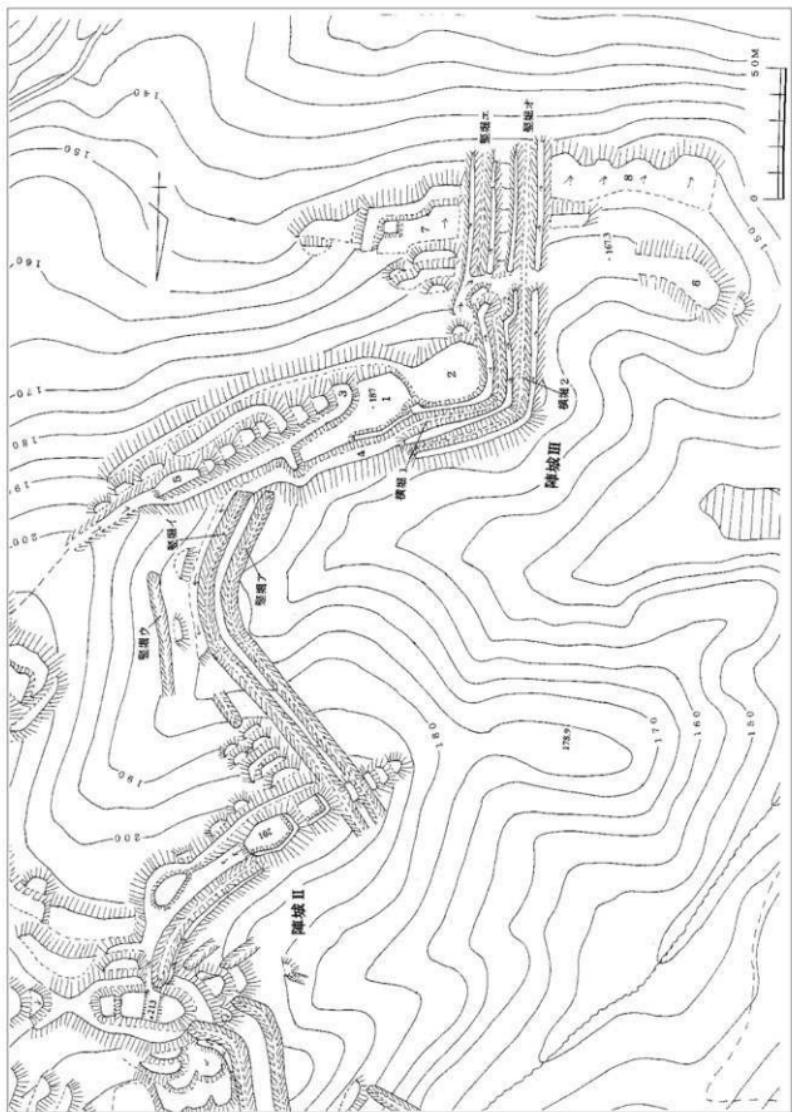
曲輪1北東側の尾根筋に構築されている小曲輪群（曲輪3~5、最大6.5×6 m）は機能的に明確で



第4図 阵城I・阵城VIIの城郭遺構



第5図 陣城IIの城郭遺構



第6図 陣城II・陣城IIIの城郭遺構

はないが、北東側の遮断線を確保するためのものであろうか。

4) 陣城IV（第1図）

陣城IVは、陣城Iから本陣へ至る通路上に位置する繋ぎの城で、標高234地点に所在する。現在主郭は展望所となっている。主郭は10×20mを測る小規模なもので、北側に帶曲輪を巡らせ、南西尾根に2段、北西尾根に4段の小曲輪を配置している。土塁や堅堀・横堀などではなく、防御性に乏しい。在地の古いタイプの城と何ら変わらない。なお、陣城IVから少し離れた南西尾根には、主尾根から谷部に向かって16段の小曲輪群（最大7.5×6.5m）を構築している。谷部の防御強化を図っていることが窺える。

5) 陣城V（第1図）

陣城Vも、陣城Iから本陣へ至る通路上に位置する繋ぎの城で、標高421m地点に所在する。その位置は、摩仁寺方向へ向かう交差点でもある。

城は、主郭（10×11.5m）に帶曲輪を巡らせ、そこから3方向に延びる尾根に小曲輪群を配置した単純な繩張である。北東尾根の曲輪群（最大9.5×22m）は比較的広いが、削平は不十分である。土塁・堅堀などではなく、在地の古いタイプの城の繩張に似ている。

6) 陣城VI（第1図）

陣城VIは標高198m地点に所在し、栗谷からの谷を登り切った所に位置する。丁度、栗谷からの大手ルートを抑える城でもある。

主郭（8.5×17m）から3方向に延びる尾根に、曲輪群を配置しただけの単純な繩張である。切岸もそれ程シャープではなく、堀切・土塁・堅堀などは見られない。在地の古いタイプの城に似ている。

5. まとめ

以上、太閤ヶ平周辺の城郭遺構確認調査の結果を報告してきたが、若干の検討・指摘を行ってまとめとしたい。

1) 太閤ヶ平周辺の繩張図を作成して判明することだが、全体の城郭遺構の中で、土塁と横堀で囲繞された狭義の秀吉本陣と土塁をもつ陣城I・陣城IIIの繩張が優れていることに気付く。特に、陣城I・陣城II・陣城IIIを連続する長大な堅堀・横堀ライン（「最終防衛ライン」）は圧巻である。

土塁の規模に着目すれば、秀吉本陣の土塁が圧倒的に高大で、陣城I・陣城IIIの土塁とは比較にならない。虎口の規模も、陣城I・陣城IIIの虎口よりも秀吉本陣の虎口が傑出している。堅堀や横堀も、他の短いものと比較し、長大な「最終防衛ライン」の普請が抜群に優れている。

2) このように考えると、曲輪配置からは、①土塁を持たない小規模曲輪群（本陣周辺の曲輪群・陣城IIの中心部・陣城IV・陣城V・陣城VI）と、②土塁で囲繞し、虎口をもつ曲輪群（陣城I・陣城IIIの主郭部・陣城IIの南曲輪）との間に時期差が想定される。

3) 堅堀についても、明らかに、短小な堅堀と長大な「最終防衛ライン」の堅堀とは時期差を見いだすことが出来る。陣城Iの短い堅堀と北西の大堅堀・南東の大規模な敵状堅堀とを比較すれば明らかであろう。また、陣城IIの大堅堀は帶曲輪を切って普請されているし、陣城IIIの南の堅堀も横長の曲輪を切って築造されているようである。

因みに、陣城Iから陣城IIIまでの堅堀・横堀の長さ（斜距離）を合算すれば、全長680mを測り、陣城I主郭部と陣城IIIの帶曲輪を加算すれば全長750mにも及ぶ長大な防衛ラインとなる。しかもその堅堀・横堀ラインを、丁度「屏風折れ」のように谷部を意識的に取り囲むように屈曲させているのも特徴的である。

4) 瓢箪池の谷部から東側の陣城（陣城II・陣城III）は秀吉本陣に付随した繩張となっているが、鳥取城から尾根筋を通って直接攻撃にさらされる陣城Iは、秀吉本陣の「出丸」的役割を担っていたものと思

われ、そのため堅固な普請を行ったものであろう。また陣城Ⅲも、本陣を南東方向から守備する城として、優れた繩張となっている。

- 5) 以上のように考えると、秀吉本陣は「太閤ヶ平」だけでなく、広義には「最終防御ライン」（陣城Ⅰ～陣城Ⅱ～陣城Ⅲ）を含めた範囲を考えるべきであろう。
- 6) 調査中いつも疑問に思っていたことがあるが、土壘囲みの秀吉本陣の東側の「広い空間」と西～南側斜面の無数の「小規模曲輪群」はどのような性格の遺構なのであろうか。『旧墨鑿覧』（岡崎正義、江戸後期）や黒坂昌夫書状（昭和30年）の太閤ヶ平本陣図をみれば、やはり広い空間が「馬場」として描かれている。この「広い空間」は、馬場なのか将又秀吉本体（兵隊）の駐屯地なのか。また、「小規模曲輪群」は兵糧・武器などの保管場所なのか、兵の駐屯地なのか、その性格は明らかではない。各地の陣城遺構を比較検討しながら、その性格を究明していくことが今後の課題となる。
- 7) それにしても、鳥取城側（西側）の堅固な防御ラインに対し、秀吉本陣背後（東側・百谷側）の繩張の稚拙さには驚かされる。その理由は明らかではないが、本陣背後は既に秀吉の支配領域になっていた、としか考えようがない。
- 8) 筆者は昨年の『鳥取城調査研究年報・第2集』の中で、「このような陣城は一気に構築されたものではなく、用意周到に準備され、天正8年頃から時間をかけて普請された」ことを指摘したが、その思いは今回の調査でさらに深まった。遺構の時期差を天正8年と天正9年に分けて読み取るのかいいのかどうか、今後検討して行きたいと思う。
- 9)これまで述べてきたように、今回報告した「太閤ヶ平周辺の城郭遺構」は全国的に見ても傑出した陣城遺構であることは疑いない。特に狭義の秀吉本陣や「最終防御ライン」の堅堀・横堀群は、築城時期が特定でき、優れた繩張を有するだけでなく、歴史的文化的価値の高い遺産である。今後、この範囲を含めた国史跡の整備・活用が図られることを切に願うものである。

近代の鳥取城（2）

明治後期から昭和19年の鳥取市への寄贈まで

佐々木 孝文

1.はじめに

現在、史跡鳥取城跡附太閤ケ平の中心をなす久松山は、鳥取県立博物館及び一部民有地を除き、大部分が鳥取市の所有地となっている。これは、昭和19年9月に旧藩主池田家より寄贈を受けたものであり、鳥取市民の長期にわたる働きかけに、池田家が応えたものである。

池田家の買い戻し以降ここに至るまでの経緯は、意外に知られていない。久松公園の形成や、廃城後の城跡の利用形態について、学術的に研究した文献は皆無であり、須崎俊雄『鳥取市の市民運動』（鳥取市教育福祉振興会、昭和56年）や山根幸恵・清末忠人『久松山』（県政新聞鳥取総局、昭和58年）などで断片的に触れられている程度である。

しかし、鳥取城跡という史跡の現状を理解する上で、近代における取り扱いや、地域における位置づけを把握することは必要不可欠であるといえる。

残念ながら、資料の欠如もあり、現時点ではまだ、上記の課題を一次資料によって具体的に把握することができない。しかし、今後の見通しを得るためにも、従来の歴史叙述や、確認できた資料の範囲内で概要を示すこともあながち無益ではないとも考えられる。本稿では、ごく大雑把に廃城後の鳥取城の変遷に関するアウトラインを示し、今後その具体化・精密化を期したいと思う。

2. 池田家の旧跡から市民の公園へ

前回述べたように、明治維新後、国の所管となった鳥取城は、当面は廃城されず、不要な建築物を撤去した後、陸軍省用地として使用された。三ノ丸御殿は当初、陸軍の施設に転用されたが、明治12年までに主要な建造物等は解体され、払い下げられた。扇御殿や城代屋敷跡は、陸軍以外の官用地としても使用されたようである。その後、明治22年に鳥取県が陸軍省から中学校用地の貸与を受け（『陸軍大日記』伍大日記明治22年9月9日「鳥取場内地所貸渡の件」）、鳥取中学校の校舎が建設された。これは、藩校尚徳館跡地にあった変則中学校に師範学校が併設され、手狭になったことによる（『第二部學業課引継演習書』明治21年・鳥取県立公文書館所蔵）。鳥取県は当初、陸軍が使用していた藩校脇の武道場跡の貸与を国に申し出たが、却下されている。その代替の中学校用地として、三ノ丸の無償貸与が認められたものである。

一方、鳥取池田家は、水源地の涵養と先祖の古跡の保存を理由として明治22年に払い下げの申請をし、明治23年に決済されて、久松山・鳥取城跡を購入している（『陸軍大日記』「伍大日記」明治23年2月18日「城郭払下之件」）。その後昭和19年に至るまでの間、久松山は旧藩主池田家の所有地であった。

水源地の保全という実利的な目的があったにせよ、池田家が鳥取城を購入した最大の理由が、藩主としての由緒の地の保全であったことは疑いない。池田家は当初久松山を江戸時代同様に取り扱っており、山上ノ丸や天球丸、さらに道から外れた山中への進入を禁じていた。明治40年の皇太子行啓後の仁風閣一般公開や、明治45年の山陰線開通式の開催（二ノ丸が主会場、天球丸も開放）など、特別な場合を除き、学校用地以外の場所への市民の立ち入りは制限を受けていたと思われる。所有者である池田家は、「旧跡の保存」を目的に購入した経緯もあり、旧藩時代の法に則った久松山の管理を行おうとしたようであるが、仁風閣の管理を鳥取市に委託した明治42年以降、仁風閣（扇邸）周辺・城代屋敷跡を中心に、山下ノ丸部分は市民の利用に供するために開放するようになっていく。

仁風閣は明治44年には市の公会堂として利用されるようになり、その後大正11年に鳥取県に管理が引き継がれている（仁風閣および扇亭（現在の宝扇庵）は県に寄贈、土地は池田家から無償貸与。その後昭和42年12月に改めて池田家から県に寄贈された）。

鳥取第一中学校の土地については、昭和 17 年度～22 年度の 5 カ年間の契約文書が鳥取県立公文書館残されていることからみて、陸軍時代の貸与契約を引き継ぎ、鳥取市に寄贈されるまでは、池田家と県の間で有償の賃貸契約が結ばれていたことがわかる。

天球丸・二ノ丸を除く、山下ノ丸のその他の場所でも、米蔵跡に動物舎が設けられるなどして、大正 2 年頃から遊園地化が進行するようになった。また、大正後期には、池田家の許可を得て、茶店も設けられたとい。この頃から久松山は鳥取市城下町の公園候補地として注目されるようになっており、大正 8 年には林学博士本田静文が久松山の公園としての価値について講演を行っている。

所有者である池田家は、なしくずしの公園化ではなく、古跡の保存を基本とする、計画的な城跡の活用を望んでいたようである。

大正 10 年頃、池田家は、鳥取城跡の山下ノ丸を整備して、遊園地として一般開放することとした。池田家に整備工事を委嘱された鳥取県は、明治神宮造営局の技師・折下吉延を招請して設計を依頼した。関東大震災後に帝都復興局公園課長を務め、都市計画協会の「公園緑地折下賞」に名を留める折下は、日本の都市計画におけるパークシステム研究のパイオニアであり、明治神宮の内苑・外苑、東京の隅田公園や横浜の山下公園等の設計者である。折下は大正 10 年 8 月と大正 11 年 4 月の二度にわたりて調査を実施し、久松公園の基本設計を行った（「因伯時報」大正 10 年 8 月 27 日・大正 11 年 4 月 25 日等）。

折下は公園としての鳥取城跡を「大体に於て非常によく纏まって居るから之れに手入れをして行けば善い」とし、「公園は三段に分ちて一番下の段は運動場とし、中段は庭園式のものとなし、上段は見晴らしのよい遊園地としならば善い」（「鳥取新報」4 月 25 日）という基本構想を示し、これに沿った設計を提示した。折下は、一度に実施する計画としてではなく、可能な範囲で段階的に整備するものとして示したようである。また、公園として城跡を位置付けることがの重要性も、折下の指摘したところである。鳥取來訪に際して催された講演会などで、折下は次のように述べている。

「始めから立派には出来ない。世間にはよくある事ですが此公園を二萬とか三萬とか懸けて是非とも立派にこしらへねばならんと云ふやうな事をすると金には限が有あづま屋も橋も池もベンチも何もかも公園一通りの設備を揃へるとお粗末なものしか出来上がりで反つて世の物笑ひとなるのが多いであるから假に一萬圓なら一萬圓だけの工事に止め其公園の漸次繁盛に赴くに連つて拡張し行くと云ふ方針でなくちやならない」（「因伯時報」大正 10 年 8 月 27 日）。

「久松山でも樹木を伐り拂ひ住宅を建設した後に至りさて公園にしたいと云ひだしても最早追々付かぬ公園の計画が必要であるなら今が一番の時機と思ふ」（「因伯時報」大正 10 年 8 月 30 日）

このような考え方に基づく折下の公園設計は、池田家の古跡の保存という基本的な考え方と、近代都市計画における公園の必要性を結びつけ、昭和 3 年の史跡指定までの間、鳥取城跡と久松山を保全する基礎となつたといえるだろう。現在鳥取県立博物館となっている城代屋敷跡の二段の郭をつなげて公設運動場としたのも、折下の構想に基づくものである（「因伯時報」大正 11 年 4 月 14 日）。

久松山遊園地の整備は、この折下吉延の設計に基づいて、池田家関係者を含む実施委員によってすめられることになった。完成後の大正 12 年 3 月 23 日、池田家に引渡され、実査の上鳥取市に管理が引き渡されている（「鳥取新報」大正 12 年 3 月 25 日号）。鳥取市は同年 7 月に管理規則を定め、以後それにもとづく久松遊園地の管理に当たることとなった。

この遊園地の完成によって、鳥取市民は従来より久松山を身近に利用することが出来るようになつたが、天球丸や山上ノ丸はまだ一般には公開されていなかった。

山下ノ丸の利用が進むにつれ、市民は久松山全山の開放を願うようになっていく。昭和 4 年に結成された「鳥取會」の第一回総会でも、久松山の開放は重要な議題としてあげられており（「因伯時報」昭和 4 年 4 月 22 日）、同年の市会に要望書が提出されている。同時期の鳥取都市計画においても、久松山は風致地区とされ、鳥取砂丘とならぶ観光資源と位置づけられていた（鳥取市役所『鳥取都市計画概要』・昭和 7 年）。このような鳥取市民の根強い働きかけを受けて、池田家は昭和 11 年 10 月について全山を一般開放することとなり、市民は江戸時代以来、はじめて自由に久松山に登ることが出来るようになるのである。

その 8 年後の昭和 19 年 9 月、鳥取市はついに池田家より鳥取城跡の寄贈を受けることとなった。

3. 昭和 19 年 9 月 9 日の鳥取市會議事録

久松山・鳥取城跡の池田家から鳥取市への寄贈は、ちょうど鳥取大震災の一年後であり、鳥取市長が池田仲博侯爵に震災一周年記念としての寄贈を求めて承諾されたものである。

なお、池田家はこの寄贈に際しても「久松山の風致保存、舊蹟を尊重」することを条件としていた（『日本海新聞』昭和 19 年 10 月 3 日）。これは、明治 23 年以来の一貫した態度であり、池田家にとっての久松山所有の最大の意義であったと考えられる。久松山・鳥取城跡は、池田家が無条件に開放するようなことをせず、旧法による保全をはかりつつ、計画的・段階的に公園として整備したことによって、都市の貴重な緑地、公園としての価値を、現代まで保ち得たといえるだろう。この池田家の取り組みは、現在いうところの文化財としての史跡の保存・活用を先取りしたものと位置づけることができる。

なお、昭和 19 年に鳥取市が久松山・鳥取城跡の寄贈を希望した最大の理由は、観光資源としても、池田家の考えるような旧跡としてもなく、震災復興のための財源、木材の供給源としてのものであった。池田家が、上記のような条件を示したのも、現代から見れば慧眼だったといえるだろう。

ここでは、当時の市長吉村哲三の鳥取市会での答弁を次にあげ、池田家に対して鳥取市がどのような要望を行い、池田家がどのように応えたのかを知るための参考とする。鳥取大震災復興のため、ひいては大東亜戦争の遂行のため、という鳥取市長の弁に答え、池田仲博が池田家協議会に諮って寄贈を決めたものであるが、この内容の新聞発表が昭和 19 年 9 月 10 日に行われているにも関わらず、吉村が池田侯爵に面会して久松山無償譲渡を嘆願したのは同じ年の 9 月 4 日のことであり、池田家が原則了解との回答を与えたのは 9 月 6 日夕方のことであった。9 月 9 日に市長より報告を受けた鳥取市會ではさっそく議長名で感謝状を池田家に贈ることとし、即日起案している。

なお、当時の新聞報道や、この期に乘じる形で鳥取県が仁風閣・扇亭及び鳥取県立鳥取第一中学校用地の無償譲渡を池田仲博に依頼しようとした（ただし文書は決済前に廃案となっている）ことからみると、昭和 19 年 9 月の段階で池田家から鳥取市が寄贈を受けた範囲からは、仁風閣及び第一中学校の用地は除かれていたようである。これは、仁風閣の建物が保存を条件に県に寄贈されていたこと、第一中学校用地には借地料が設定されていたことなどによるものであろう。ところがその後、昭和 20 年 3 月に鳥取県が実際に発給した該地の無償譲渡を求める文書は、池田侯爵ではなく鳥取市長あてになっている。これは、数ヶ月の間に池田家から鳥取市に所有が移転したためとも考えられるが、その理由は不明である。

以下に、鳥取市への久松山寄贈について、市長が報告した当日の市会の議事録をあげる。やや長文になるが、参考のため関連部分の翻刻を全文掲載し、当時の新聞を併せて掲載することとした。（以下次頁）

鳥取市臨時市會議録

一、昭和十九年九月九日臨時市會ヲ鳥取市役所ニ招集ス
二、本日出席議員左ノ如シ

一 番 井上直三
二 番 松谷幸一郎
三 番 平野正行
四 番 堀谷三藏
五 番 由宇石治治
六 番 花島多一郎
七 番 平賀寅二
八 番 平尾為治
九 番 林一弥
十 番 横山謹雄
十一 番 山田武一
十二 番 筒井喜代治
十三 番 森田增次郎
十四 番 濱口賢太郎
十五 番 北川秀誠
十六 番 高取要藏
十七 番 田中貴右
十八 番 廣田敏男
十九 番 吉村秀治
二十 番 井上安太郎
二十一 番 山田一美
二十二 番 津田一郎
二十三 番 山田芳藏
二十四 番 山家一太郎
二十五 番 西村賢治
二十六 番 鳥越若三
二十七 番 松久常藏
二十八 番 石黒松治
二十九 番 谷口清三郎
三十 番 宮脇英萬

三、市制五十条ノ規程ニヨリ議事ニ参与スル者左ノ如シ

鳥取市役員 西村輝一
同 吉村信義
内記課長 伊谷芳藏
庶務課長 前田政利
総務課長 佐々木光次郎
教学課長 長本実治
以上六名

四、本會ノ書記左ノ如シ

市會書記 西村吉男

同 塚田小太郎

……(中略)……

議長(由宇石治吉)

市長(吉村哲三郎)

會議ヲ開キマス

本日附議ノ議案ノ御審議ニ先立チマシテ久松山ノ讓受ケノ問題ニ關シマシテ経過ノ御報告申上ゲテ見タイト存ズルノアリマス

今回池田公爵閣下ニ於カセラレマシテハ昨年本市ノ末曾有ノ大震災ニ深ク御同情セヨセサセラレマシテ恰モ一周年ノ記念日ヲ迎ヘルニ当リマシテ市ノ震災復興記念事業トシテ久松山ヲ本市ニ譲渡シテ頂クトニナツタノアリマシテ此ノ御恩ニ對シテ市民ハ深ク感激致スコロト存ズルノアリマス此ノ

讓渡ヲ御快諾得マシタ経過ヲ申上セマスレバ先般上京致シマシテ四日ノ日ニ

小田原ノ池田公爵邸宅ニ親シク山上致シマテ本市ノ震災ノ状況震災復興ノ現況並ニ将来ニ就キマシテ委細御報告申上セテ此際怡モ震災一周年記念日迎

ヘルニ当リ市ハ之ニ付テ各種ノ記念事業ヲ考慮致シテ居リマスが其ノ最も重

大ナ事業ノ一つトシテ久松山ノ市ヘノ讓渡ヲ懇請シタノアリマスが其ノ音面

第一應請致シマシテ皆サンニ御聽ヲ願ヒタイト思ヒマス

鳥取市震災復興ノ概要報告並ニ懇願書

昨年九月十日 本市ノ大震災ハ本市ヲ殆ド壊滅ノ悲境ニ陥レタノアリマステ千余ノ尊キ犠牲者ヲ出シ總戸数約一萬戸ノ中全壊全焼五千百九戸半壊半焼四千二百四十九戸ト云フ驚くべき惨害ヲ一瞬ニシテ蘇起シタノアリマス

畏クモ天皇陛下ニ於カセラレマシテハ直チニ侍従ヲ御差遣セシメラレ且曰顧内帑金御下賜ノ御沙汰アリ内務大臣モ亦親シク災害地ヲ慰問シ被醫調査ヲセラレ全国及國外ヨリモ巨額ノ義捐品金ヲ寄セセラレ市民ハ皇恩ノ宏大無違ナルニ感泣シ

国内外ノ同情ニ感激シ茲ニ敢然トシテ震災復興ノ一途ニ邁進ノ覺悟ヲ堅メタノアリマス 政府又本市震災復興圖計画ノ大本ヲ樹立サレ或ハ財政ノ援助ニ都市計畫事業ノ決定ニ公共建築社會施設市民復興資金ノ貸出等ニ最高ノ助成方針ヲ確立サレ茲ニ

官公民一一致ノ震災復興態勢を整ツタノアリマス 繼來正ニ一年アノ悲慘ナル震災一周年記念日ヲ向カヘントシテ居リマス此ノ一年間ノ復興ノ跡見アマスニ譲災住

宅ハ全壊全焼五千百九戸中千九百八十五戸新築を完了シ半壊半焼四千二百四十九戸中三千八百六十四戸ノ修繕完成ヲ見テ居リマス未完了ノモノニ三千五百九戸アリマシテ此等ハ夫々尙集団バラツク個人バラツク市當住宅ニ生活ヲ続ケ居ル現状アリマス

震災復興都市計畫事業ハ用地買収家屋ノ移轉道路ノ拡充ヲ約七點校ノ建築ニ約六割ノ出来型ヲシテ居リマス其他公共建築社會施設災害復旧工事市民ニ對ス復興資金ノ貸出等目下急患運行途上ニアリマス顧みマスニ今ヤ戻局ハ危急至國ノ闇慶今年ニカカルノ秋テアリマシテ震災復興ハ正ニ戰力增强ト其歩ヲニ

スルノ要アルハ言ヲ俟チマセヌ依ツテ本市ハ震災ヲ期トシテ從来ノ消費都市ヨリ生産都市トシテ之ヲ再興スルノ方針ヲ立チ大規模ノ軍需工場ノ建設ヲ始メ諸工業ハ勃興シ將來ノ大鳥取市ヲ約束スル氣運ニ向ヒツアル實情ニアリマス

併シナガラ本市復興ノ前途ハ尚遠デアリ多難デアリマシテ殊ニ時局下復興資材劣務ノ獲得難ハ復興ニ一大障路ヲシテ居ルコトハ既ア容レナイ處アリマス

今や震災一周年記念日ヲ迎ヘ市ハ永久忘ルコトノ出来ナイ末曾有ノ大震災ノヲ偲ビ各般ノ記念行事ト記念事業ヲ計畫シテ居リマス此ノ記念事業ノ最も重大ナル

事業ハ侯爵閣下ニ御に惠ニ依ルニ非ザレバ之ヲ實行シ得サル事業アリマシテ閣下

ノ御許ヲ得マシテ之ヲ発義致シ度ク存ジ居リマス。其ハ本市久松山ヲ本市ニ御譲渡相願度キ件テ御座居マス。久松山ハ永く旧藩主の居城トシテ本市鎮護ノ名山也アリ久松山アツテノ鳥取市申シテ決シテ過言デナイト思ヒマス市民ハ日後其ノ雄麗ナル山姿ヲ仰イテ藩主御遺徳ヲオ景ヒシ市ノ繁榮ヲ祈念シテ居リマス此ノ名山ヲ市ニ御譲渡願ヘマスナラバドレ丈ケ市ノ力ヲ増スコトセウ如何ニ市民方音ビ勇ミ嘗ヘ市復興ガ直チニ完成致サクトモ後日必ず完遂ノ日アルヲ確信シ勇敢ヲ興シ築炎復興ニ極力增强ニ挺身スルコトデアリマセウ復興資材ノ根幹ヲ為ス木材ノ問題ヘ治メ解决サレルコト、信スルノアリマス久松山ノ木材ニ付キマシテハ過般一部ヲ地方木材會社ニ譲松下ニモ相成リマシタ。縣知事ヨリも木材供出ノ割當通知ヲ發セラレテ居リマス併シ市ト致シマシテハ成ル可ク久松山ノ木材ハ之ヲ無計画ニ伐採サル、コトナク鳥取市ノ久松山トシテ水邊ニ之ヲ置シ其ノ億資ヲ損シ度クナイト思ヒマス。唯最小限度此ノ御山ノ木材ニ依リ市ノ学校ヲ建築サレ市民ノ住宅方復旧サレマシタラバ如何ニ物心兩面ヨリ市ノ幸アルカ分カリマセキ又極端ニ申上ケマスナラバ市ニ御譲渡給ヘルト云フ其ノ事タケテ市民ハ復興ノ安心ヲ得ルト信ジマス細目ノ点ニ付キマシテハ夫々御勤柄ノ方々ニ御下命下サイマシテハ萬ト市長ト協議ヲ致セテ頂木便上マス市ニ於キマシテを充分ノ準備ヲ既ニ整ヘテ居ル次第アリマス口大体万針ニ付キマシテハ一二闇卜ノ御心ニ御難り御頼ミ申上ケル外アリマセキ幸ニ御許容ヲ得マシテ来ル九月十日震災記念日ニ島取市震災復興記念事業トシテ發表スルコトガ叶ヒマスナラバ本市無上ノ光栄トシ感謝措ク能ハサル処アリマス

何卒本市水邊ノ隆昌ノ為ニ本市震災復興促進御協力の御意図ヨリ何分ノ御厚配給ハランコトアリ切ニ御願申上次第アリマス

大体此ノヤウナ紙面ヲ差上げマシテ凡ソ二時間余り御懇談申上ゲタノアリマス

僕獨ハコノ間非常ニ同情アル御言葉ヲ賜リマシテ絶ヘズオ話ヲ續ケラレタノアリマシテ本市復興ニ付テ余程御留意頂イテ居ルヤウニ感シタノアリマス又本市ガ生産都市トシテ力強イ歩ミ始メテ居ル工場「工場ガ出来タソウダガ」ト云フヤウニ打解ケタオ話モアリマシテ「久松山ノ謙度ニ付テハ油ニ其趣旨ニ於實成アルガ池田家ノ協議員ニ計ツテ何分ノ返事ヲスルカラ」ト云フコトデ其ノハナ別レシタノアリマス尙其ノ際「何時帰ルカ」ト云フオ話テアリマシテ私ハ六日ノ八時半ニ東京ヲ立フ心算テアリマスト申上ケマスト其ノ時既ニ候縫ニ於ケセラレテハ久松山ノ謙度ヲ御決心下サツテ居ラレタノデハナイカ、一應協議員ニ計ルトハ云ハレタが出来レバ立ツ迄ニ返事ヲシテヤリタイト云フヤウナ御心持ガ有リテナツタヨウニ私ハ感じチ居ルノアリマスクシタクシテ小田原アキ上ゲマシテ六日ノ日丁度夕方ノ五時頃アリマシタガ岸本氏カラ電話ガアリマシテ

「愈々今晚晩出發サレマスカ 実ハ協議員ノ意向ガ大体判明シタノテ只今小田原ニ電話ヲカケテ居ルカラ多分ソレテ御返事ガ頂ケルト思フカ」と云フコトデアツタノアリマス私も都合ニ依ツテハ更ニ一晩日延バス心算テ居タノアリマスカラ左様アリマスカ オ待チ申シテ居リマスト云フコトテ電話ヲ待ツテ居リマストモノ、一時間セヌ内ニ再び電話ガアリマシテ「只今僕獨ヨリ御電話ガアツテ市長カラオ願ヒ申上ゲタコトハ御承諾ニナツタ日ノ震災記念日ニ記念事業トシテ發表サレテ文書ナシ委細ハ協議員ニ詰問シタ上テ決定スルカラ」ト云フオ話ヲ傳ヘ頂イタノアリマシテ私ハ油ニ有難ク思ハズ電話口ニ頭ヲ下ゲタ次第アリマス

大体以上が経過テアリマシテ前ニ事柄ハスラ・ト自然ニ運ンダノアリマス
之レニ付キマシテハ私ハ何等ノ努力モ致シテ居ナイト申シテ差支ヘナイノテ
アリマス 今日ノ此ノ結果ヲ見マシタコトハニニ候爵ノ御慈愛深キ人格ニ依ツ
テ成ツタモノト固ク信ジテ居リマス

先程書面デモ申上ゲマシタ通り久松山へ済ニ鳥取市ノ生命ト申シテ差支ヘナ
イト存ジテ居リマス

就キマシテハ候爵ノ御ニ懲罰置ニ付キマシテハ市會トシテ相当ナル懲罰ノ
意ヲ表セラレタイト存ズルノアリマス 又今後ニ付キマシテモ細目ノ打合セ
等ニ付テ市會ノ皆サンノ本當ノ心カラノ懲罰撤廻シテ市ノ懲罰ヲメテイタ
ダキマシテ円満ナル解決ヲ期スル上ニ万全ノ考慮ヲ拂ハレルコトヲ希望致次
第アリマス

大体以上ヲ以ツテ過般來交渉ヲ致シマシタ経過ノ報告ト致シマス

二十一番 (吉村秀治君)

緊急動議を提出致シタトイ思ヒマス
震災ノ災禍ヒシ・身ニ追来ル一周年ヲ迎ヘルニ当リマシテ只今市長カラ承
リマスレバ久松山池田侯爵家カラ御謹慶祝フコトニナリマシタクウテアリマ
シテ誠ニ早天ノ懲罰申シマスカ庭ノ樹大キナ河ニ流出タ瞬ビテ感スルト申
シマスカ市民ハコノ上ノ感激ハナイト思ヒマス モトヨリ事コニ至リマシタ
ノハ只今市長ハ自分ハ別に努力ハシナカシタト云フコトデアリマシタケ件シ之
レニハ非常ナル努力ガ拂ハレテ居ルニ運ヒナイト思ヒマスカ全ク池田家ノ御慈
悲ノ深サニ感激セズニ居ラレマセヌ 考ヘテ見マスト先程市長カラオ話ノアリ
マシタ通り久松山へ我々鳥取市民ノ「シンボル」アリ四季毎ニ愛山姿ヲ眺
メテ親シテ來タノアリマス コレコソ鳥取市ノ象徴アリ「シンボル」アリ
ソシテ天下ノ名符アリマス池田家ノ居城トシテ古イ歴史ヲ持ツテ居ルノテ
アリマス 山頂ニ天主閣ノアルモノハ全國アモ少イノテアリマスガ久松山ノ上
ニ天主閣ノ在ツタ時代ハ壯麗フ呈シタモノト思ヒマス 我々ハコノオ山ノ下ア
三百年間ニ亘り今日ノ鳥取市ヲ築キ上げテ來タノアリマシテコノオ山ノ恩惠
ヲ胸ニヒシ・ト感ジナガラ今日ニ来ツタノアリマスガ、コノ久松山ヲナント
カシテ鳥取市ニ頂戴シタトイノハ多年ノ懇親テアツタノアリマス所ガ
コノ震災一周年ニ当リマシテ之レを快ク市ニ御謹慶祝シ下サイマシタコトハ誠ニ
感激ニ堪ヘナイ所アリマス 将来鳥取市ノ福和民福ニ寄附スルモノハ云ヒ知
レナイ深イモノガアルト思ヒマスガ若シ市民ガ之ヲ聞キマシタラバコノ御
慈恵ニ感激シ一層復興ニ努力致シマシテ戦力增强ニ警ツチ邁進スルデアラウコ
トヲ私共ハ信ジテ疑ヒマセヌ クノ感激コノ喜ビテ如何ニシテ池田家ニオ傳ヘ
シテヨロシイカドワカコノ際質サンノ御同意ヲ得マシテ電文ニ依ツテ懇請決
議リ市會議長ノ名前ヲ以テ送リタイ 即日即座ニ送リタイト思ヒマス コノ起
草委員並ニ人數ニ總ハ議長ニオ任セ致シタトイ思ヒマス 茲ニ緊急動議ヲ提
出シテ皆サンノ御賛成得タトイ存ズル次第アリマス

二十二番 (鳥越君一郎)

只今二十番議員ヨリ御説明ガアリマシタ如ク池田家ノ御総意ニ對シマシテハ
衷心ヨリ感謝ヲ申上ゲ併セテ市當局ノ御功勞ニ對シマシテ市民各位ヲ代表シテ
感謝ノ意ヲ表スル次第アリマス

就キマシテハ只今二十番議員ノオ説ノ如ク御提案ニナリマシタ動議ニ衷心ヨ
リ賛成意ヲ表スモノアリマス

私ハ池田侯爵家ニ對シマシテ満腔ノ謝意ヲ評スルモノアリマシテ只今二十
番ノ動議ニ賛成致シマス

只今二十番議員ヨリ御動議提出ニ對スル詳細ナル御説明ガアリマシタノコレ

二十三番 (井上安太郎君)

二十四番 (松久常蔵君)

以上ノ蛇足ヲ加ヘル必要ハナイト存シマスガ、不肖私多少ノ点ニ就キマシテハ多年ニ亘り聊カ関係モ薄イヨウニ感シマスノテコノ機会ニ所感ノ一端ヲ申述べマシテ動議ニ賛成致シタイト思ヒマス

只今モ二十六番議員ヨリ申サレマシタガ久松山ヲ本市ニ譲渡頂ク点ニ付テハ多年ノ懸案トナツテ居リ歴代市長モコノ問題ニ付テハ懸命ニ備イタコトモアリマス、隨フテ市會ト致シマシテモ相当之ニハ熱心ニ努力シタコトモアルノデアリマス、現ニ本市會改選ト同時ニ十三番議員等カラモコノ久松山ヲ本市ニ御渡譲頃ア点ニ付テハ其ノ當時相当ナル御意見モアツタノテアリマスガ却而面倒

デアリマシテ色々ノ支障が起り実現ヲ見ナカワタノテアリマス只今市長カラ自分ガ努力シタノテハナイコレハ池田侯爵家ノ全ク御恩惠ニ依ル結果デアルト云

オ言葉ガアリマシタガ「非常ニ」（或ヘ）ソウテアリマセウガ然シナガラ從来歴代市長ニ出来ナカツタモノガ現市長ノ御功「業」勞ニ依ルモノテアルト私ハ考ヘマス、無論ノ震災ニ依テ五万市民ガ落着ノドン底ニ在ル際田侯爵家カラノ御「経済キ無条件ト申シマスカ久松山ノ御譲渡ヲ願ツタコトハ五万市民

民運ヲ流シテ臺アベキアリト思ヒマス、今ヤ東亜連戦ハ日ニ々深刻剎苟毎懐愴ヲ極メ皇國興亡ノ分歧点ニ立ツテ居リマス、本市ニ於キマシテモ戰ノ高揚等、市民精神ノ高揚等ニ付テ色々御心配ニ相成リ之レガ手段ニ付テ色々御研究ニナリツツアル秋、池田家カラ斯ノ如キ有難イ御話ヲ承ツタコトハ凡ユル部面ニ於市民ニ興ヘタナル〇○信ジテ疑ヒマセス、要ハ今後コノ久松山ヲ我々鳥取市民ニ於テ十二一分ニ利用致シマシテコノ震災復興ヲシテ一日モ早カラシメ一面ニハ戦力ノ増強ニ資サシメスマストコソ我々鳥取市民並ニ市當局ノ負ハネバラヌ重重大ナ責任デアルコトヲ痛感スルモノテアリマス、コノ点市當局ニ於カセラレマシテモ十二一分ニ考慮スルト云フコトデアリマシタノテ重ねテ申上ル必要ハアリマスマイガコノ久松山ノ運営ヲ謀ツタナラバ池田侯爵家ニ對シテナンノ傾向ガキマセウ、之レハ重大ナ資格ガアルト思ヒマスノテコノ点市當局ニ於カセラレマシテハ十二一分ニ御研究相成リマシテ永久ニコノ御「惡ヲ五万市民方忘レナイヤウニ致シタイト思ヒマス」コノ機會ニ当リマシテ私ハ真心ヨリ満院ノ誠意ヲ捧ゲマシテ二十一番議員ノ動議ニ賛成スル次第テアリマス

オ詔リ致シマス、二十一番議員ノ動議ハ二十一番、二十六番、二十一番、二十七番ノ賛成ニ依リマシテ成立致シマス、尚二十一番議員ノオ説ト頂シマシテ感謝文ノ起草委員ハ議長ニ於テト云フコトデアリマシタガ御異議アリマセヌカ

（「異議ナシ」ノ聲起ル）

御異議ナシト認マシテ二十一番議員、二十一番議員、二十七番議員ノ三議員ニ感謝文ノ起草ヲオ願ヒ致シマス

暫時休憩致シマス

休憩前二引續キ會議ヲ開キマス

池田侯爵ニ對シ感謝決議文ノ原稿草案ヲ作成致シマシタノテ朗誦致シマス感謝文次議「文」

旧藩主池田侯爵閣下ニハ本市未嘗有ノ震災ニ深ク御同情ラ寄セラレ震災一周年記念日ヲ迎フルニ當リ震災復興記念事業トシ久松山ヲ本市ニ譲渡セラルルノ御仁慈ニ接シ本市永久福祉（マ）の為メ市民衷心ヨリ感激指ク能ハサル所ナリ、茲ニ本市會ノ決議ヲ經テ誰シテ侯爵閣下ニ感謝ノ誠意ヲ表ス

昭和十九年九月九日　鳥取市會議長　由宇石治

議長（由宇石治君）

議長（由宇石治君）

午後四時三十分休憩

午後四時四十分再開

議長（由宇石治君）

二十一番（吉村秀治君）

(拍手起立)

議長(由宇石治也)

只今二十番議員ヨリ発表サレマシタ通り御異議アリマセスカ

(「異議ナシ」ノ声起ル)

議長(由宇石治也)

御異議ナイヤウテアリマスノテ原案ノ通り作成シ早速送達ノ手続ヲ致シマ
ス時間延長ニ御異議アリマセヌカ(「異議ナシ」ノ声起ル)(略)

(「鳥取市会議事録」昭和一九年・鳥取市議会事務局蔵)

【参考】関係新聞記事

舊蹟保存は(アマ)「か」の誤題 条件

久松山寄附と管理規則

鳥取市が震災復興記念事業の一つとして鶴藩主池田俊時家から無償で譲受けた久松山は単に立木の戦力化に役立つばかりでなく勇将吉川経家が秀吉の大軍に包囲されて放火をつづけ矢盡き食盡きて遂に自刃した由緒ある城跡で五萬鳥取市民が背を今に必勝闘闘するよすがであり、又市民保険の地盤として有効に活用せねばならぬが、池田家と鳥取市との譲渡契約は九月末成立して市では一日同山管理規則を制定した、その要旨は左の通り

- 一、現に公開せる地域外に出るには市長の認可を要す
- 二、山内土地の使用及び立木その他を伐採するには市長の許可を要す
- 三、從来池田家との契約で同山内に権利義務を有する者は書面で市長へ届出で適法の場合はこれを承認する。

なほ池田家との契約によれば鳥取一中及び仁風閣を除く一切を市へ寄附し同家の権利義務は市に繼承、直ちに市がこれを管理するが、久松山の風致保存、舊蹟を尊重して鶴藩主の遺徳を追慕するため鳥取市は適切な施設をなすこと、なつてゐる。

(「日本海新聞」昭和一九年一〇月三日)

4. むすびにかえて

現在の久松公園の供用範囲は、大正時代の計画範囲に天球丸と山上ノ丸を加え、反対に県立博物館用地になつた公設グラウンドを除いた範囲となつており、史跡鳥取城跡の近世城郭部分の大部分を占めている。この状況は、公園化によって開発が抑制されたことで、遺跡の保全と都市中心部の緑地として保全されてきたためであり、池田家の発意による大正時代の公園（遊園地）整備が、長期に渡つて有効だったことがわかる。

また、現在、久松山の寄贈が鳥取大震災一周年を記念してのものだったことも含め、近代の久松山がたどつてきた歴史は、市民の間でもあまり知られていない。

現在の久松山・鳥取城跡は、旧藩主の先駆的な史跡保存・公園整備の努力と、市民の熱心な働きかけによつて、史跡と自然環境と公園の要素を兼ね備えた、城下町のシンボルとしての姿を獲得してきたのである。折下吉延という当時一流の都市公園計画者の役割も含め、その過程は今後明らかにしていく必要があるだろう。また、鳥取県立第一中学校の存在や、戦後の鳥取県立博物館建設、現代の史跡整備を含めた、地域社会と史跡の関係性も、興味深いテーマであると考えられる。

通常、城郭研究においては等閑視されがちな分野ではあるが、近世城郭という特異な性格をもつ遺跡への理解を深め、その価値を後世に残していくためには、地域社会との関係性の把握は、重要な要素のひとつであり、実際の史跡整備・活用の前提となるものといえるのではないだろうか。

【参考文献】＊本文中にあげたものを除く。

『鳥取市史』（鳥取市役所、昭和 18 年）

『榜霜を歩く』（鳥取市歴史博物館、平成 19 年）

『仁風閣の周辺』（鳥取市歴史博物館、平成 16 年）

佐藤昌『日本公園緑地発達史』（都市計画研究所、昭和 52 年）

本稿の執筆にあたつては、伊藤康晴氏（鳥取市歴史博物館）、伊藤康氏・山内美緒氏（鳥取県立公文書館）よりご教示をいただきました。この場を借りてお礼申し上げます。

鳥取城瓦考

坂田邦彦

昭和 55 年（1980）の二ノ丸に始まる鳥取城の発掘調査は平成 21 年度（2009）現在で 22 次を数える。調査原因は、石垣積修理工事に先立つ調査が中心であったが、近年は三ノ丸跡にある鳥取県立鳥取西高等学校建て替え工事計画に伴う例が増加している。調査面積は大小様々ではあるが、30 年来の調査による考古資料の蓄積はかなりなものとなった。中でも瓦は、出土遺物の大半を占めているものの、全容は不明であるため、これまでの調査で得られた資料をいったん整理したいと考える。

これまでの瓦研究は、資料紹介の形でなされることが多く、初めての発掘調査であった二ノ丸走柵跡の報告（註 1）では、形態別に軒丸 10 種、軒平 11 種に分けられている。中井均氏は他城郭との比較の元、揚羽蝶紋の形態的諸特徴について触れている（註 2）。山崎信二氏は全国的な瓦の検討のなかで、鳥取城でのはじめてとなる編年考察を行っており（註 3）、具体的な年代観も示されている。

鳥取城出土瓦の代表格は揚羽蝶紋軒丸瓦である。軒丸瓦に占める割合は 8 ~ 9 割近く、同じ池田家の流れを汲む姫路城、岡山城での出土例と比べ高いと思われる。他には巴紋、葵紋などもあるが主体は揚羽であり、その形態は年代ごと多岐にわたる。しかし、出土例の増加に対して研究の進展がない一因として、明確な遺構からの出土例が、極端に少ない事、瓦当面のみの残存で、全形が復元できるものが僅かしかない事、などが挙げられる。

1. 鳥取城概略（図 1）

第 1 段階の城

天正 10 年（1582）～ 羽柴秀吉の鳥取侵攻の後、入城後、宮部継潤と子の長熙までの時代。

★現在の山裾一体に城郭の基礎部分が築かれる

第 2 段階の城

慶長 5 年（1600）～ 関ヶ原の戦い後、城主（6 万石）となる池田長吉と子の長幸の時代。

（姫路には兄輝政、岡山には輝政次男忠維）

★整備が行われ、城の骨格的な部分がつくられる

第 3 段階の城

元和 3 年（1617）長吉の子長幸、備中松山藩へ移封し、代わりに姫路藩の光政が城主（32 万石）となる。

★大規模な整備により現在の曲輪構造の大部分が完成

寛永 9 年（1632）光政、転封により、岡山藩光伸と交代→以後異動は無く、ここに鳥取池田家が成立する

大きく 3 つの段階を経て整備された鳥取城は、江戸時代を通して増改築を繰り返し幕末へ至る。第 2 段階の城は第 1 段階を覆い、第 3 段階は第 2 段階を拡張する形で造られたと考えられ、当初の形態は、現在の石垣内に若干の名残を残す程度である。

鳥取城の歴史の中で一大期となる出来事として、享保 5 年（1720）に起こった石黒大火が挙げられる。強風に煽られ城下に広がった火事は、やがて城をも飲み込み、城内で被災を免れた建物は山上の著信櫓、山下の櫓蔵だけであったとされる。発掘調査では、この火災面がたびたび検出され、それとともに大火による二次的な被熱、赤片した瓦が多く見つかっており、これらの資料を一つの定点とし編年作業を進めていくことをとする。

作業にあたっては、比較的良好な試料が多い二ノ丸跡・天球丸跡・櫓蔵跡の調査出土瓦を用いる。対象遺物の量はあるものの、対象遺構数が少なく、資料の比較検討が不十分となる感は否めない。

各調査区の概略

- 天球丸跡（図 2、註 4）

図1 鳥取城跡曲輪名称 (S=1:4000)

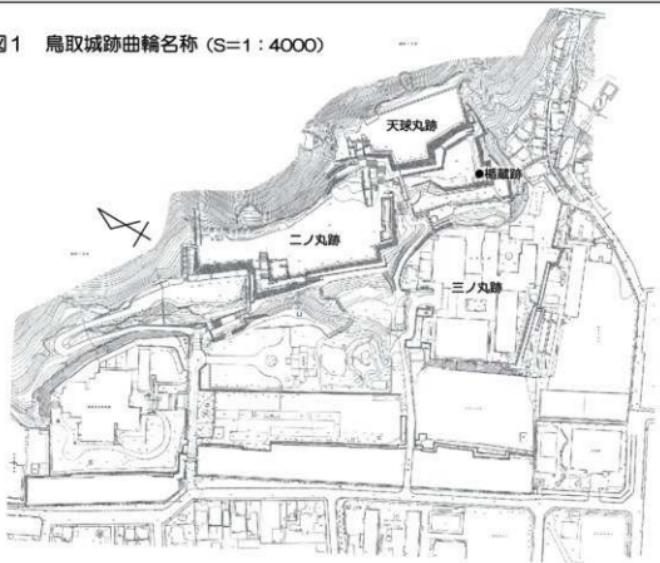


図2 天球丸下層遺構配置図

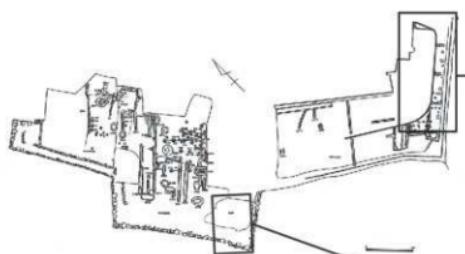


写真1 上下層橋跡



写真2 瓦溜り

下層にあった三層櫓は、石垣の天端石を直接、礎石として利用している。上層櫓は幕末期の御蔵である。

上下 2 層の遺構面を確認。

下層：光政期以降 17 世紀前半に建てられたと考えられる三層の櫓（SB-03）があるが、石黒大火にて焼失。また、火事場整理と考えられる瓦溜（瓦廃棄層）を検出。

上層：大火後、建物は再建されず、幕末期になると御蔵（SB-02）、稽古場などが建てられる。

平成 7 年度に行われた天球丸跡発掘調査では石垣天端を礎石とする焼失建物跡が検出された。絵図と文献から、1720 年の石黒大火で焼失したとされる三層櫓と考えられる。この三層櫓の成立年代を示す明確な資料はないが、櫓直下の調査で第 2（長吉）段階と考えられる軸を異にする石垣が検出されており、第 3（光政）段階の整備計画図では、同地に建物が描かれていることから、櫓は光政期に建てられたと推定される。また、平成 3 年の調査では広範囲にわたる石黒大火後の廃棄層とみられる瓦溜りを検出した。天球丸については、石黒大火後幕末期まで建物は建てられなかったため、出土瓦は大火前と幕末期の 2 群に分けられる。

・ 樵蔵跡（図 6、註 5）

櫵蔵自体は大火を免れたとされるが、蔵へ至る階段周辺は大火後および廃城時の整理と考えられる多量の瓦で埋め尽くされていた。調査が行われた場所は櫵蔵周辺が中心であり、多量の出土遺物は蔵に伴うものではなく周囲の建物に由来する可能性が高い。櫵蔵が位置する天球丸下の曲輪には個別の名称がなく、現在、曲輪の呼称としても櫵蔵跡と呼んでいる。

・ 二ノ丸跡（註 1）

発掘調査は走櫓・御殿群で行われている。もともとは藩主の居所があったが、享保年間に現三ノ丸へ本丸が移った直後、大火にて焼失。翌年に走櫓、享保 13 年（1728）に三階櫓は再建されるものの、御殿の再建は弘化 3 年（1846）のことであった。

再建された御殿群に三ノ丸より本丸としての機能が戻ったものの、直後に停止、再び三ノ丸中心となった。また、天保 14 年（1843）には走櫓は火災にて焼失している。大火後、天保期の火事はあるものの建物配置はそれほど変化なかったようである。

2. 瓦一覧

①軒丸瓦（図 3・4）

先にも述べたが、出土の大半は蝶紋が占め、次いで巴紋、葵紋となる。蝶紋には飛蝶・止蝶の二種が存在、前者は左右両向き、後者は左向き、さらにはそれぞれ頭の向きを異なる特徴があり、その形態から大別 10 種に分けることができる。文様を構成する各部位毎に比較すると、さらなる細分も可能かもしれないが、問題が複雑化するのでここでは行わない。

なお、翅の名称は前後左右のそれぞれ 4 翅があるが、ここでは便宜的に左側（B は右）から順に翅 1～4 と呼び、翅上にある珠文の数も同様に数える。

飛蝶紋

C 以降とは全体的なフォルムが異なる。翅は 4 枚とも表現され、触角は左右に大きく開く。

・ A 左向き、頭は小さく眼の表現は見られない（顕著ではない）。翅は外側へ反り、珠文の数は左より 3・3・2・2、文様の凹凸が大きく脈の上端は直線となる。触角は左右に大きく内巻き、口吻は線状に細く長く伸び大きく巻きこむ。全体的なフォルムは他種と異なる感があり、個体差はそれほど無いと思われる。

・ B 唯一右向きである。眼は頭を挟んで左右対称に配するものと、スタンプを並列させたものとがある。珠文の数は 3・4・3・3 を基本に翅 1 は 4、翅 2 は 5、翅 4 が 2 となるものがあり、脈の上端は波状を呈す。個体差が大きく数種の形があると考えられ、基部が横方向もしくは下方向、脚の位置、全長の長短等に違いがみられるが時期差に由来する違いかどうかは現状では不明である。

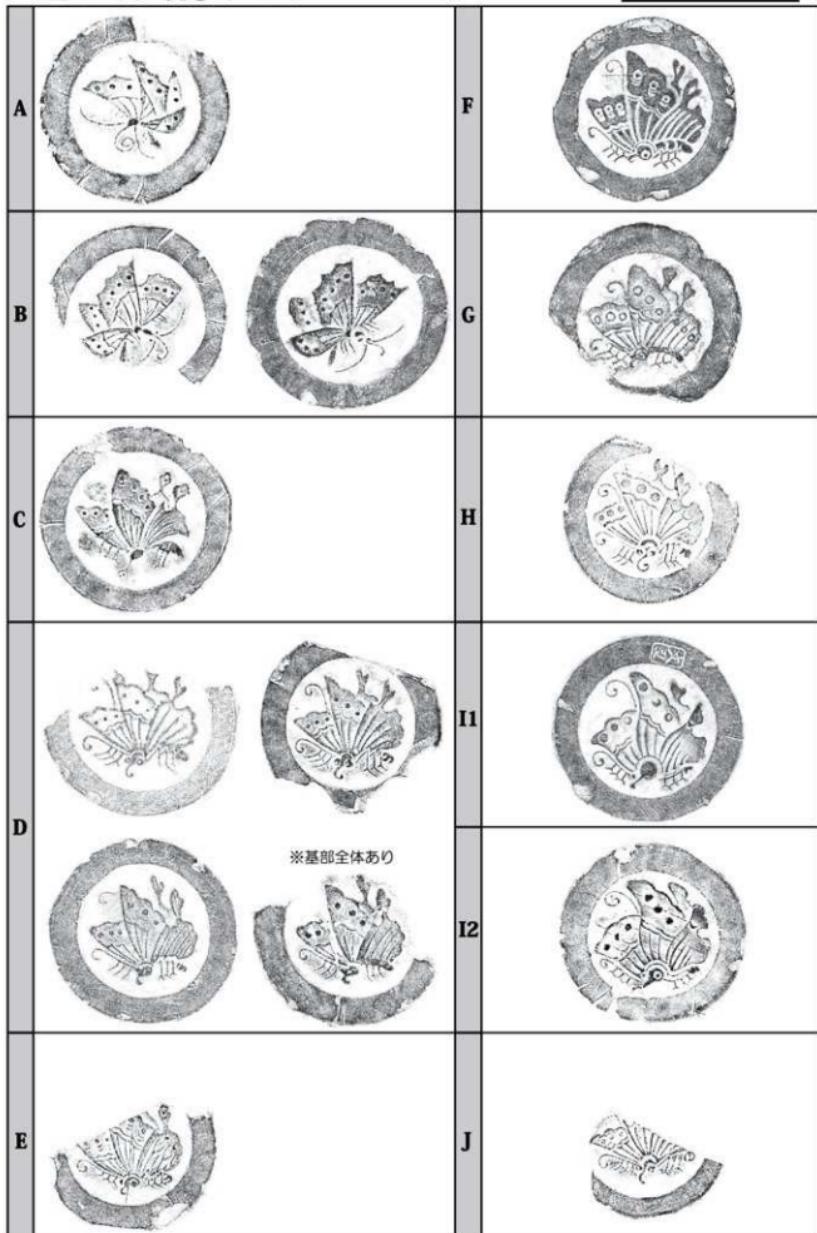
止蝶紋

すべて左向きで、翅は 3 枚、翅の後ろには尾状突起が表現される。触覚は翅 1 の左側および上方に伸び外巻きに伸びる。

・ C 眼は小さく、口吻は直線状に伸び先端を若干巻く。足は細長く伸びた逆 Y 字状を呈し、右側の 3 脚については胴との接続部分に基節が見られる。珠文は 3・4 であり、下方にはそれぞれ小さく 2 条の弧線がセッ

図3 瓦一覧① (S=1/4)

0 5 10 15cm



トとなる。また、翅1・2の脈部分(下半)は上半より一段高く、その上に脈が描かれている。尾状突起にはV字状文がみられる。他型式と比べ内径が若干広いため、縁幅がやや狭くなる。線は細く、翅は丸みを持っている全体的に均整のとれた印象を受ける。

・D 最もヴァリエーションに富んだ型式であり、Eとの共通点も多い。顔は正面を向くものが多く、口吻はやや厚みを増す。右側の脚は屈折し、左側は「人」の字状となる。珠文は3・3でA～C同様小形のものから直径5mm程度の中形まであるが、珠文下の弧線はみられず、文様の細かさは無くなり始める。翅1・2の脈上端の波線は1・2条、翅3の脈は並列するものと、頭に向かい集まるものとがある。右側の脚は屈折するため、基部の端(尾)だけを残すのが基本であるが、一部には基部全体を残したままの形態もある。様々な形態を呈しており、将来的には整理する必要がある。

・E 凸状の大きな眼を持ち、口吻は短くなる。珠文は3・3、翅3の脈はY字状と直線状を交互に配する。CにみられたV字状文は尾状突起のそれぞれと、翅3のY字状脈の先端部分に3ヶ所みられる。右側の脚は屈折するため、基部は端だけを残す形態となり、残った部分には2本の線がみられる。線は細くC同様、全体的に整った感がある。

・F この型式のみ翅内の表現が陰刻となり、珠文の下には弧線がみられる。尾状突起付け根部分の抉りは右側からである。F同様、脚は屈折するが基部は表現されている。蝶自体が大型化し、瓦当面の内径いっぱいに広がる。

・G 右側の脚は屈折するものの基部は表現されている。直径6～7mm大型で表面が平らな珠文が3・3・3と配される。右側の尾状突起は、付け根部分は細くなりハートマーク状となる。以下の型式同様、線は太く、織細さは失われかなり規格化された様相を呈する。

・H 顔は正面を向く。珠文は3・3で、翅1・2の脈上端は波状ではなくヤマ状となり、翅3の脈はY字状となる。尾状突起の先端部分にはV字状の切り込みが入り、付け根部分は両側から抉られる。文様の抽象化が進む。

・I 文様の抽象化がかなり進む。円形の頭となり、まっすぐのびた口吻の先端は玉状、眼は表現されるものとそうでないものとがある。翅1・2の上半は反り、翅3左側の脈は尾状突起まで伸びY字状となる。尾状突起の表現は次第に曖昧となり翅と一体化して行く。

I 1 口吻は真っすぐ伸びるものと、僅かに波打つものとがあり、尾状突起は独立しているものと、一体化しているものとがある。翅1・2の脈上端の波線は2条である。

(I 2) 口吻は太くなり、頭部とあわせ数字の9字状となる。右側の尾状突起は翅3内へ取り込まれ、左側についても翅2と一体化する形となる。翅1・2の脈上端の波線は1条となる。

・J 暗褐色の釉瓦であり、城内で数点確認されている。文様はD Eなどに似ており復古的な意匠であろうか。

・葵 実の部分が凹になると凸になるものとがある。

※ I 2は、対象範囲での出土はないが他の調査区で多く確認されていることから、ここで取り上げた。

以上、出土資料から得られた蝶紋瓦を並べてみたが、この他にも調査ではDから派生したと考えられるもののが数点あり、さらに伝鳥取城瓦とされる伝世資料中には、上記とは趣の異なる蝶瓦が数種類存在している。A～Dについては軟質なものが多く、E以降堅緻となる。

②軒平瓦(図4・5)

a 桐文に唐草2転である。唐草の途中に子葉を持つ形態もある。

b 三葉文に唐草2転である。いずれも表面の磨滅が著しく葉脈はみられない。

c 三葉文に唐草2転である。

d 三葉文に唐草2転である。本来はこれらを反転し、対をなしていたか。

e 肉彫三葉文に唐草3転である。中央飾り寄りには子葉がみられる。

f 五葉文に唐草2転である。

g 中心の三葉文はそれぞれ3つの珠点、その左右にも三点を擁する葉文が横向きに配される。

図4 瓦一覧② (S=1/4)

0 5 10 15cm

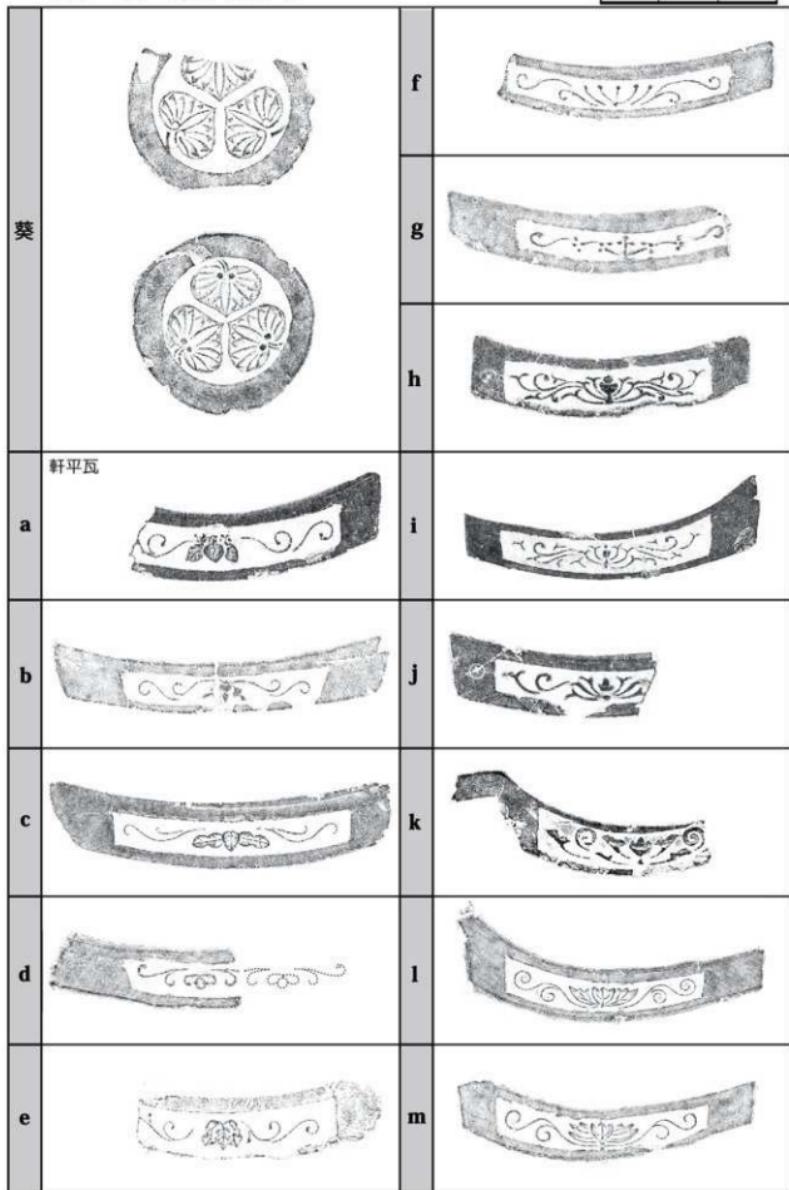


図5 瓦一覧③ (S=1/4)

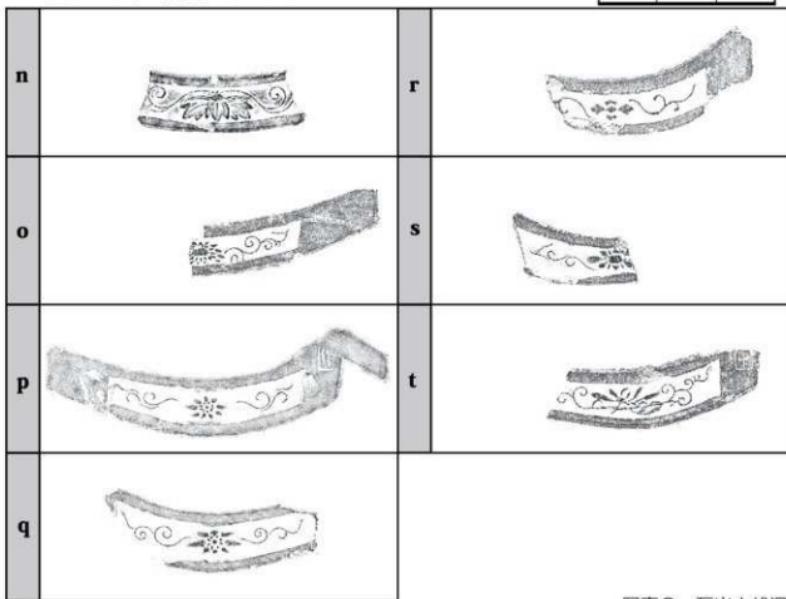


写真3 瓦出土状況

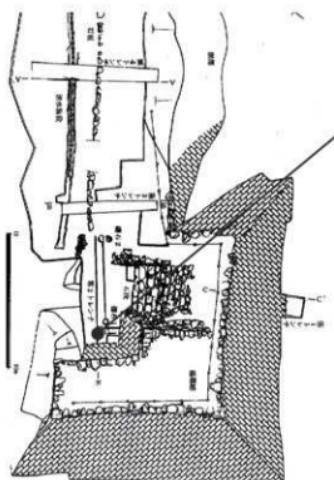


図6 横蔵跡遺構配置図



写真4 横蔵跡全景

- h 中心飾りから左右に向かう3脈の先端はそれぞれ2つに分かれ、そこから唐草が複雑に伸びる。高い割合で○に+の刻印がされる。これ以降、棟瓦がみられるようになる。
- i 基本的な文様構成はGと同じであるが、全体的に文様が細く（小さく）なり、唐草の一部は独立し飛唐草状となる。
- j 中心飾りより3脈が伸び、上下はそれぞれ先端が2つに分かれる。大坂式が在地で変容したものか。
- (k) jと同じく大坂式の変形形か。
- l 上向き三葉文に唐草2転である。花弁内の脈は枝分かれする。唐草の先端が玉状になるものがある。
- m 基本的にはJと同じであるが、左右の花弁内の脈は平行となる。
- n 三葉文。
- o 15枚の花弁を2重に配する。（二ノ丸資料は14弁）「文寅」の刻印。
- p 9枚の花弁を2重に配する。
- q 8枚の花弁を2重に配する。「文辰」「天巳」の刻印。
- r 4枚の花弁に唐草2転。
- (s) 12枚の花弁に唐草2転。大形の花弁8枚と中央上下を挟む形で小形の4枚配する。小形の内、上の2枚が発達せず計10弁も存在する。
- (t) 葉文。「文申」の刻印。

※k・q・s・tについては天球丸跡・楯蔵跡での出土はないが他の調査区で多く出土しているためここで取り扱った。他にも一点のみの出土例は数多く存在する。

軒丸瓦に比べ軒平瓦についてはかなりの形式が存在しているため天球丸跡・楯蔵跡出土の瓦を中心に載せている。花弁瓦については、形態は同じものの弁数が若干異なる種類が多いように思われる。この他にも多く使用されている種類はあるが、本稿ではまとめきれないため、今後改めて報告することとする。

3. 瓦詳細（図7・表1）

①軒丸瓦

表1のとおり焼失櫛出土瓦はCとB、瓦溜りでは圧倒的にBが中心である。出土瓦はともにA・B・C・Dであり、いずれの型式にも二次的な焼成による赤変が認められる個体を含んでいる。軒丸瓦だけではなく、丸瓦にも被熱により橙色に変色するものが多くあり、石黒大火の影響がうかがえる。楯蔵跡をみても出土量が多いのはBで、次いでC・Aの順となり、Dにも二次的な焼成を受けた痕跡を残すものがある。

のことから1720年の大火時点までに使われていたのはA・B・C・D型式となる。中でもBは出土量が多く検出されていることから建物の創建瓦であったとみられ、その時期は32万石の城へと整備をおこなった光政期（1617～1632年）が想定される。

ついで問題となるが、同じ4枚翅を持つ飛蝶紋Aである。翅が反り、顔もはっきりとせず、脈上端も直線的、丸瓦内面にガゼー状の細かい布目が残る、などの特徴から型式学的にみてBより遅れるであろうか。

Cは3枚翅や尾状突起、触覚の形態などD以降と共通点を持つ一方、口吻や脚、独立した基部などBとの共通点も持ち合わせており、飛蝶と止蝶の中間形態、止揚羽蝶の祖型と考えられる。

DとEは先後関係が明確でない。Eは、型式学的には作りの細かさなど、Cの延長上にあるように思えるが、天球丸跡での出土は無く、楯蔵跡出土分にも大火による二次の焼成を受けた例もない。焼成についても軟質なA～Dと比べ硬質である。後述するが、大火後の瓦が中心の二ノ丸跡調査でも多く出土しており、大火を前後する頃Cをベースとして新たに創出された型式であろうか。一方、DはCと比べつくりが簡素であり、Eとの共通点も少ないが、Dには基部を残したものもあり、二次の焼成がみられる。また、Dは二ノ丸跡でも出土しているため、大火を跨いだ時期に使用されていた型式と想定される。

Fは唯一陰刻ではあるが、文様形態としては古相を呈しており、G・Hは文様の抽象化が進んでいることからEよりは後出とみられる。F～Hについては年代比定が困難であり大火後～19世紀初めまでとする。

Iは、紀年名が残る唯一の型式である。文様の抽象化がかなり進んでおり、蝶としての形態を失いつつある。楯蔵跡出土資料中に枠囲いした「文刃」の刻印がみられる（図3-I）。幕末期の藩主、岡崎正義（1784～1859）は『藩邸考』の中で瓦にみられる「文子」の刻印について、文化年間子年製を示すとしている（註6）。

この刻印は軒丸瓦には少ないものの、軒平瓦、棟瓦等あらゆる瓦に押されており、二文字目の干支についても、全 12 支を確認している。また、数は多くないが「天巳」など「天」で始まる刻印も確認しており、これらは天保年間（1830～1844）製を示すと考えられることから、「文」については文化年間（1804～1818）製だけでなく、続く文政年間（1818～1830）製の可能性もある。のことから、「文刃」の示す丑年は文化 2 年（1805）・14 年（1817）、文政 12 年（1829）のいずれかと推定される。

J 2 は、文様の抽象化がさらに進み、焼し瓦揚羽蝶紋の最終形態である。二ノ丸跡で多く出土している理由として、天保 14 年（1843）の火災で焼けた走轡が弘化 3 年（1846）に再建された際に使用された可能性が挙げられる。

J については、年代は不明である。1850 年代以降、因幡地域でも軸瓦の生産が開始したとされており、僅かではあるが城内からも出土している。文様をみると蝶の形態は整っており、胎土も今までとは異なる。近代以降も揚羽蝶紋が地域のシンボル的に使われることを考えると、近代の復古瓦である可能性も捨てきれないが、出土位置から幕末に位置付ける。

葵御紋瓦は、8 代藩主池田斉稷が文化 14 年（1817）将軍徳川家斉の 12 男徳川乙五郎を養子として迎え入れ、元服を迎えた翌年の文政 8 年（1825）、に使用を認められた（註 7）。外様大名としては現在のところ唯一の出土例であり、二ノ丸跡を中心に出土している（註 8）。

三巴は、珠文の有無、面径の大小、珠文の數とう様々な種類があるものの、破片資料が大半であり編年作業は今後の課題である。珠文の數を知ることができる資料は極めて少ないが、大火以前には 20 個前後のものが多く、次第に減少して行くようである。12 個の資料中には「文子」（候補：文化元年 1804、文化 13 年 1816、文政 11 年 1828）の刻印瓦がある。

②軒平瓦

焼失槽と瓦溜り出土資料は a～g の 7 種であり、うち a・c・e・f に大火と考えられる二次的焼成の痕跡が残る。軒丸瓦に比べ出土量が少なく、ヴァリエーションに富むため、大まかな区分だけとした。

a は、その一部に古い特徴でもある中央部瓦当上角を広く面取りするものがある。山崎信二氏によると（註 3）軒平瓦瓦当裏面から平瓦部凸面への移行部の強いヨコナデは、近世初頭に現れ、近世 V 期（1657～1682）には姿を消すとのことで、山陰地方では III～2 期（1600～1615）に多く存在するという。出土瓦をみると a と b で顕著であり、これらが現状の古段階の瓦となり、上角の面取りを考えると a が最古となる。一方、瓦溜り・樋藏ともに出土例が多いのは c であり、同じく出土量の多い軒丸瓦 B に伴う瓦であろうか。また、c と同じく質實で古相を呈すと考えられるのが d・e となる。続いて f・g は形の整った硬質なつくりへ変化して行く。f には焼成が堅緻な個体が多く、大火を跨ぐ時期に使用されていた種類と想定される。享保 5 年（1720）石黒大火後の瓦として挙げられるのは、h・i である。二ノ丸跡では h が圧倒的に多く、大火後の復興瓦とみられ、これらの文様を簡素化した i へと繋がる。また、棟瓦が出現するのも h からである。j・k は大坂式の変容形とみられる。太線を用いた表現は、一見すると大坂式（註 9）に共通点を持つようにもみえるが、唐草の形態が異なっており、むしろ h に近い感がある。h～k の瓦当面脇には「○中に+」の刻印がしばしばみられ、中でも h に顕著である。l・m になると瓦当面の片側（棟のつかない側）の高さが低くなり先窄まり状となるものが目立ち始める。n は一点のみの出土であるため詳細不明。o・p・q はそれぞれ 15・9・8 弁を 2 重に配置し、o には「文寅」（候補：文化 3 年 1806・文政元年 1818・文政 13 年 1830）、q には「文辰」（候補：文化 5 年 1808・文政 3 年 1820）、「天巳」（天保 4 年 1833）とみられる、t には「文申」（候補：文化 9 年 1812・文政 7 年 1824）の刻印が残る。また、花弁を 2 重に配しない 4 弁の r、8 弁 s があるが、先の 3 種と同時期か後出か不明確であるが、文様の簡略化ということで新しく位置付けることとする。

③丸瓦内面調整

1 ガーゼ状、2 粗いゴザ目、3 整ったゴザ目、4 粗いゴザ目ナデ、5 粗いゴザ目／ナデ＋棒状痕

丸瓦について現状の出土資料の粘土切り離し技法は大半がコビキ B であるが、内面調整には違いがある。基瓦当面と丸瓦が接合したままの出土例が極めて少ないものの、軒丸 A や珠文 20 前後の三巴瓦の一部の内面には①がみられる。その後は、②が圧倒するようになる。軒丸瓦 A・B の段階では吊り紐痕がしばしばみ

図7 編年案 (S=1/8)

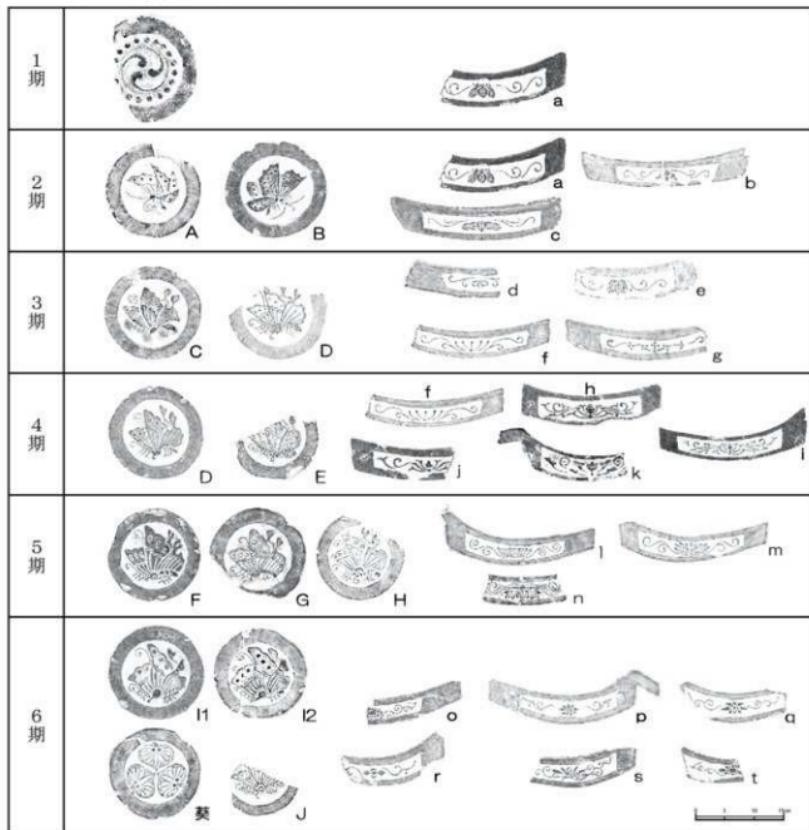


表1 出土瓦数

軒平瓦					
	焼	瓦	樋	天	二
a	1(1)	1(1)	3		
b		4	1		
c	1(1)	4(1)	6(4)		
d	1	1			
e	1(1)	3(1)	2(1)		
f	1(1)	1	5		
g		4	2		
h			6		
i			1	(33)	
j			3		
k				6	
l			1	6	
m			1	18	
n			1		
o			1		
p			1	12	
q			1	2	
r				14	

軒丸瓦					
	焼	瓦	樋	天	二
A	1(5)	9(5)	10(2)		
B	10(5)	53(10)	70(19)		
C	12(3)	1	32(7)		
D	6(2)	1(1)	9(1)		11
E				12	8
F				14	8
G				2	4
H				1	3
I				7	
I2					13
J				2	
類				3	12

()内は被熱による赤変した瓦

焼=天球丸焼失跡 瓦=天球丸瓦溜り
 樋=樋戴跡 天=天球丸跡
 二=二ノ丸跡 報告書中の数量のため参考値
 12・k・s・tは参考資料

られる。大火を受けた瓦は①～④で、中でも①と③の量が多い。大火後は⑤が中心となり、薄くて堅緻な瓦となる。

以上、軒平・軒丸瓦をまとめたものが図7である。ここでは出土瓦を大きく6の時期に分けた。

1期：～1600年、池田長吉が入る前の段階。不明確な部分が大きく、資料数も少ないので蝶紋以前、三巴紋主体でaが伴うと考えられる。

2期：17世紀前半台、おおよそ長吉～光政期前後。蝶紋が出現し、軒平は三葉紋が多くみられる。

3期：17世紀後半～18世紀前半（1720年の大火前後）。

4期：大火後～18世紀後半台。焼成は堅緻となる

5期：18世紀後半～19世紀前半台。

6期：19世紀前半台～幕末期。蝶文は抽象化され、軒平の種類は多岐に亘る。

4.まとめ

以上、軒平・軒丸瓦を中心にして概観したが、不明確な部分は大きい。まず、蝶の使用開始時期であるが、Bの使用を1617年以降の光政期とすると、先行するAはそれ以前、1601～1617年の長吉・長幸段階となる。長吉の兄、池田輝政は同時期の姫路城にて蝶紋を用いているため、鳥取城で使用されていてもおかしくはないであろう。ここで問題となるのが、宮部段階の城瓦である。池田期以降の鳥取城は、宮部段階の城を覆う形につくられており、内包（或いは解体）されているそれを知ることはできない。しかし、石垣の解体修理中の裏栗中や、天球丸下部の試掘調査では色調やつくりが異なる三巴紋の一群が出土しているが、宮部段階の瓦であろうか。また、大火による二次的焼成を受けた瓦の中などには、若干はあるがコビキAとみられる瓦も出土している。いずれにしても蝶紋以前は三巴が主体の時期があり、やがて蝶紋に入れ替わったと推測される。軒丸Bについては出土量が多く、光政期の大整備の際に広く使用された種類と想定され、城内各所から多く出土していが、なぜこの型式のみ右向きの蝶であるかは今後の検討課題である。

瓦の変遷の上で一つの画期となるのはやはり享保5年（1720）の石黒大火である。城のほぼすべてを焼いたこの火事の後には棟瓦が出現したようであり、軒丸瓦においては文様の簡略化が進みはじめ、内面には棒状圧痕がみられるようになる。しかし、大火以降の紀年瓦が出る19世紀初頭頃までの期間は不明確な部分が多く、今後は細かい遺構単位での比較を進めながら細かい年代を詰めていかなければならない。

また、古い記録には軒平Bと形態を異にする右向きの飛蝶が描かれており、伝世資料には別系統と思われる止揚羽蝶も存在する。軒平瓦については先記のもの他にも数十種は存在しているとみられ、今回扱うことことができなかった三巴紋とともに、他地域などとも比較し再検討することとする。

註

- 1 烏取市教育委員会『里仁1号古墳発掘調査報告書・烏取城二ノ丸走櫓跡』1982
- 2 中井均「淡路における城郭瓦の展開 - 岩屋・由良・洲本の諸城郭を中心として - 」『淡路洲本城』1995
城郭談話会
- 3 山崎信二『近世瓦の研究』2008
- 4 烏取市教育委員会『史跡烏取城跡附太閤ヶ平天球丸保存整備事業報告書』1997
- 5 烏取市教育委員会『史跡烏取城跡附太閤ヶ平櫛藏跡保存整備事業報告書』2001
- 6 岡嶋正義『藩邸考』鳥取県立博物館所蔵
江戸の藩邸をはじめとした建物の研究の中で、様々な場所に描かれる文様の検討を行っている。瓦についても触れており、姫路城の蝶紋などの比較から使用年代を考察している。
- 7 『齊稷公御伝記』文政8年11月15日条 烏取県立博物館所蔵
- 8 加藤理文「家紋瓦の普及と背景」『季刊考古学』103 2008
- 9 財團法人 大阪市文化財協会『住友銅吹所跡発掘調査報告』1998

執筆者

西 尾 孝 昌（但馬考古学研究会）

佐々木 孝 文（鳥取市文化財専門員）

坂 田 邦 彦（鳥取市文化財専門員）

細 田 隆 博（鳥取市文化財専門員）

鳥取城調査研究年報 第3号

印刷／発行：平成22年3月31日

編集／発行：鳥取市教育委員会

印刷所：株式会社 矢谷印刷所